令和4年第4回吉野町議会定例会会議録(第1日目)

- 1. 招集年月日 令和4年12月2日
- 2. 招集場所 吉野町議会議場
- 3. 開会時刻 12月2日 午前10時10分開会
- 4. 応招議員 1番 藤本昌義 2番 辻内正誠

3番 上 佳 宏 4番 下 中 一 平

5番 山本義史 6番 上滝義平

7番 野木康司 8番 中西利彦

9番 西澤巧平

- 5. 不応招議員 5番 山 本 義 史
- 6. 出席議員 応招議員に同じ
- 7. 欠席議員 5番 山 本 義 史
- 8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職、氏名

長 中井章太 副 町 長 和田圭史 育 教 長 土 居 正 明 参 黒 田 祐 介 计 中 哲 也 政策戦略課長 小 西 修 総務課長 司 戸 毛 祥 博 協働のまち推進課長 山本 剛 町民税務課長 暮らし環境整備課長 森脇登志男 長寿福祉課長 吉村 直 樹 農林振興課長乾 悌 産業観光課長 中 尾 勇

教 育 次 長 上 林 勝 則

9. 本会議に職務のため出席した者の職、氏名

局 長 坂本やよい 主 事 川崎由果

10. 議事日程

日程1 会議録署名議員の指名について

日程2 会期の決定について

日程3 議長の諸報告について

日程 4 報第 8 号 地方自治法第 180 条第 1 項の規定による専決処分の報告につ

いて

日程 5 承第 8 号 令和 4 年度吉野町一般会計補正予算(第 8 号)の専決処分の

		承認を求めることについて
日程6	承第9号	令和4年度吉野町一般会計補正予算(第9号)の専決処分の
		承認を求めることについて
日程7	議第 41 号	職員の高齢者部分休業に関する条例を制定することについ
		T
日程8	議第 42 号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例
		の整備に関する条例を制定することについて
日程9	議第 43 号	吉野町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を
		制定することについて
日程 10	議第 44 号	吉野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
		ことについて
日程 11	議第 45 号	吉野町辺地総合整備計画を策定することについて
日程 12	議第 46 号	令和4年度吉野町一般会計補正予算(案)第10号について
日程 13	議第 47 号	令和4年度吉野町水道事業特別会計補正予算(案)第1号に
		ついて
日程 14		一般質問

11. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

12. 議事の経過は次のとおり

野木議長

ただいまの出席議員総数は7名でございます。

定足数に達しておりますので、これより令和4年第4回吉野町議会定例会を 開会いたします。

本定例会の日程に入ります前に、本町議会の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について申し上げます。

本定例会においては、長時間の密閉空間を避けるため、適宜休憩をとり、議場の換気を行います。

会期中はマスク等の着用、飲み物の持込み及び飲用についても従来どおりと いたします。

また、発言時においては飛沫感染防止の観点から、登壇しての発言以外は、 自席にて着席のまま行っていただきますようお願いします。

町議会に係る皆様の健康と安全を最優先に考え、感染拡大防止につながる行動にご理解とご協力をお願い申し上げます。

今日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程1 会議録署名議員の指名について

会議規則第127条の規定により、議長より指名いたします。

9番 西澤巧平 議員、1番 藤本昌義 議員を指名いたします。

日程2 会期の決定についておはかりします。

本定例会の会期は、本日より9日までの8日間にいたしたいと思いますが、 これに異議ございませんか。

(「異 議 な し」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日より9日までの8日間に決定いたしました。 開会にあたり町長よりごあいさつをお願いいたします。

中井町長。

中井町長

開会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

まずは、令和4年第4回吉野町議会定例会招集させていただきましたところ、 ご出席賜り誠にありがとうございます。

本定例会に上程させていただきます議案でございますが、報告案件が1件、 専決処分の承認が2件、条例の制定が3件、条例の改正が1件、計画策定が1件、一般会計補正予算(案)が2件でございます。慎重審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

話は変わりますが、コロナの中で感染者がなかなか減らない状況でございますけれども、今日本が、今日の早朝からもワールドカップでスペインに勝ち、決勝トーナメントに進出されるということで、非常に盛り上がってきたかなと思っております。

サッカーの中でも采配を見てみますとコスタリカに負けて、そのあと「過去は変えられない、未来は変えることができる」という森保監督の話も、いろんな意味でこれからの時代を切り開いていくときにスポーツだけではなく、いろんな形のスタイルでも活用できるかと思っております。

そして、先ほどのコロナの話ですけれども、第8波の中で国のほうも2類から5類への検討が表明されたということでございます。この辺も国の動きを見ながら、感染対策をして町民の皆様の安全を担保していきたいと思っております。

集団接種も12月3日がオミクロン型のワクチンになっておりまして、かなりの接種の応募があるように聞いております。できる限り体制を整えて、日常生活をしていただけるように努力したいと思っております。

この機会でございますので、皆さんのお手元に行政報告のほうを配付させていただいております。かなり経済行事等々が増えてまいりまして、主なものだけ報告をさせていただきたいと思います。

9月15日 「マインドトレイルオープニングセレモニー」

このイベントですけれども、奈良県、天川村、曽爾村、吉野町という形で、 コロナ禍で生まれました「歩く奥大和 心の中の美術館」ということで、歩く 芸術祭、約5時間ほど歩きながら、その地域の人であったり土地と触れ合うと いうことで、今年3年目を迎えたということのオープニングセレモニーがござ いました。

これは、9月17日から11月13日まで開催され、全国の旅行支援、そしてまた、金峯山寺 蔵王堂のご開帳とあわせて、かなりの人、認知度も上がってきたかなと感じております。

そして、10月3日 「アナザーワークス協定締結式」

これは何かと申しますと、「複業人材の活用」という形で職員の人材育成等々、 民間のいろんな視点を活用、支援をいただきながら行政運営に生かしていきた いという形で、企業の方が複業という形で、無報酬で実証実験を行うという事 業でございます。それが、アナザーワークスと協定締結式を結ばせていただき まして、この行政報告の最後にあります、11月25日 「アナザーワークス任 命式」という形で吉野町の場合は、人事に関する実証実験という形で、人事戦 略アドバイザーを募集させていただき、1名任命させていただきました。

できる限り総合計画の中でも、人を基軸にした吉野町の活性化ということで、 特に職員の人材育成、研修等々、民間のアドバイスをいただきながら運営して いきたいということで締結・任命をさせていただきました。

そして、10月4日 「吉野町通学路安全対策推進協議会」というのが開催されました。

これは従来、学校の通学路の安全点検に関してはPTAが主催として運営していただきました。ただ、昨今の道路安全確保がなかなか、学校側では校長先生等々が通学路を決定するというところから、地域の自治体のトップが会長を務めて町主体でやってくださいということで、県と各市町村が連携しながら、こういう対策協議会を運営するようになりました。それの、10月4日が会議ということで各土木さんとか警察とか連携しながら協議会をさせていただきました。

こういった形で今後進めるということで、できる限り対策をしなければいけないところへ早急に予算をつけて改善するという方向で進んでまいりたいと思います。

そして、10月13日 「Airbnb JAPAN (エアビー) 株式会社訪問」「JR 東海東京本社訪問」という形です。

エアビーは、吉野杉の家が吉野川のほとりにございます。空き家の問題とか地方の課題、そういったところで、いろんなところでメディア発信していただいてますので、一度訪問させていただいて、今後地域課題の連携が出来ないか、そういったことで訪問をさせていただきました。

そして、JR 東海に関しましては「いざいざ奈良」で鈴木亮平さんがポスターで、東京のほうでコマーシャル等々で宣伝をされたということで、非常に効果もあるということで、JR 東海のほうにも訪問させていただきました。

こういった形で、できる限り官民連携とか公民連携ができる道を模索してい きたいということで、意見交換もさせていただきました。

そして、10月16日 「くにすの杜マルシェ」でございます。

これも、国栖小学校を国栖自治協が中心としまして整備をしていただきました。そして、オープン1周年ということで、「一から始める森づくり」ということでマルシェを中心としたイベントを開催していただきました。約800人の方が来られて、久々のイベントでにぎわいを醸し出されておりました。今後、くにすの杜を生かした行事等にも注目をしていきたいと思っております。

そして、10月28日 「内閣府 来町 TENJIKU 吉野の取組みについて」視察をいただきました。

これは、地方創生推進事務局の方が3名来られまして、吉野町の関係人口とか、そしてまたTENJIKU、旅をしながら地域の人と触れ合う長期滞在とか、そういった関係の取組みの視察ということで、ゲストハウス三奇楼、そして、最近出来ましたYOSHINO GATEWAY等々で視察をいただきました。

そして、11月7日 「第2回の脱炭素勉強会」でございます。

これは、吉野町と環境省で昨年の秋に EV バスの実証実験もしていただきました。それと同時に、気候変動・災害・カーボンニュートラルという形で環境に対する意識を職員が持ち、今後いろんな意味で活用することが重要であるということで勉強会を環境省と一緒にさせていただいております。

第2回は、四つのグループに分かれて発表会をしたり提案をしたりして、第3回は12月にする予定でございますけれども、脱炭素というのは環境省だけじゃなく、経産省とかにも横串を入れた形で予算をしっかりと確保してございま

すので、そういったところにもつなげてまいりたいと思っております。

そして、11月11日 「北海道標津町 来町」です。町長が来庁いただきま した。

これは何かといいますと、文化財の補修に使う和紙の原料になるノリウツギ が北海道産ということで、なかなか北海道以外のところにはなくて、そのノリ ウツギが北海道の標津町で採取できるという形で文化庁であったり、そういっ たところの支援もいただきながら、今後連携をできたらということでお越しい ただきました。

以上が行政報告になります。改めまして慎重審議お願い申し上げ、開会のあ いさつとさせていただきます。よろしくお願いします。

野木議長

ありがとうございました。

日程3 議長の諸報告に入ります。

会議規則第128条第1項ただし書の規定により、閉会中の議員派遣の報告書 を別紙のとおり提出しておりますので、ご覧の上ご了承願います。

日程 4 報第 8 号「地方自治法第 180 条第 1 項の規定による専決処分の報告 について」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事務局朗読)

説明を求めます。

森脇暮らし環境整備課長。

森 脇

それでは、提出議案等説明資料に基づき説明をさせていただきます。2ペー 暮らし環境ジになります。

整備課長

報第8号「地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告について」 2 専決処分の概要。専決処分事項、町道吉野 10 号線の事故に係る損害賠償 額を定め和解することについて。専決処分年月日、令和4年 11 月4日。和解し た内容、相手方住所 奈良市登大路町80番地 奈良県吉野警察署長。事故の概 要、発生日 令和4年7月6日午後3時20分ごろ、場所は吉野町大字吉野山 902番地の1、町道吉野10号線です。損害の状況等、上記の場所で、相手方の 車両が走行している際、町道の横断側溝の溝ぶたが不安定な状態となっていた ことにより、通過時に当該溝ぶたがはね上がり、車両底部を損傷させた。

3 賠償額その他和解条件、過失割合 町100%、相手方0%。損害賠償額28 万6858円。その他、今後、吉野町及び相手方双方、本件事故に関しては異議を 申立てないことを確認しました。以上です。

野木議長

質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 本件につきましては、報告にとどめます。

日程 5 承第 8 号「令和 4 年度吉野町一般会計補正予算(第 8 号)の専決処 分の承認を求めることについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読い たします。

(事務局朗読)

説明を求めます。

戸毛町民税務課長。

戸毛町民

それでは、承第8号についてご説明を申し上げます。議案等説明資料の3ペ 税務課長 一ジをお開きいただきますようよろしくお願いいたします。

> 今回の専決処分の事項ですが、令和4年度吉野町一般会計補正予算(第8号) の専決処分の承認を求めるものでございます。専決処分の年月日といたしまし て、令和4年10月24日としております。

> 補正予算の概要でございますが、歳入歳出の補正 補正前の額 59 億 4,938 万3,000円に対しまして今回、6,195万8,000円を補正いたしまして、補正後

の歳入歳出の総額を60億1,134万1,000円とするものでございます。

歳入の概要ですが、今回「電力・ガス・食料品等の価格高騰緊急支援給付金 事業補助金」を受けるものでございまして、歳入額が6,195万8,000でござい ます。

歳出につきましては、3 款「民生費」に6,195 万 8,000 円。電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業を起こしまして、主なものといたしましては、システム開発費委託費といたしまして、138 万 6,000 円。負担金給付金として、5,900 万円等を計上しております。

なお、今回の事業の概要ですが、令和4年9月30日時点におきまして、令和4年度の住民税が非課税である世帯もしくは、家計急変世帯に対して一律5万円を支給するものでございます。現在、専決処分日以降システムの開発を行いまして、11月24日に対象世帯現在1,134世帯対象と認識しておりますがその世帯については、口座の給付金等の情報を送りまして、それで良いかの確認作業を行っております。

なお、1回目の支給は12月16日以降を予定しております。申請期限につきましては、1月末までという形で事業を進めてまいります。

以上の内容につきまして、ご承認いただきますようよろしくお願いいたしま す。

野木議長

質疑を求めます。

(「質疑なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本件を報告のとおり承認することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本件は、報告のとおり承認することに決しました。

日程6 承第9号「令和4年度吉野町一般会計補正予算(第9号)の専決処分の承認を求めることについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事務局朗読)

説明を求めます。

辻中総務課長。

进 中総務課長

失礼いたします。承第9号「令和4年度吉野町一般会計補正予算(第9号) の専決処分の承認を求めることについて」ご説明をさせていただきます。議案 説明資料の4ページのほうをご覧いただきたいと思います。

今回の専決処分につきましては、10月上旬の長雨によりまして、町有地で一部崩落がありました。土砂が流出をいたしまして下部に流入をして、家屋のほうに一部流入を行ったということで、今現在、家屋の住民の方につきましては、家族のほうに避難をしていただいておる状況でございます。そのため、現況測量をするために補正予算を専決させていただきまして、今回、専決処分の承認を求めるものでございます。

内容につきましては、専決処分年月日につきましては令和4年11月9日。歳入歳出の補正額につきましては、補正額150万円でございます。補正後の歳入歳出予算額につきましては、60億1,284万1,000円。歳入の補正につきましては、20款「繰越金」150万円。歳出の補正につきましては、2款「総務費」に150万円。公有財産管理事業で、現況測量の分ということで150万円の専決処分をさせていただいたものでございます。ご承認よろしくお願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

意見を求めます。

意見がないようですので、これで討論を終わります。 おはかりします。

本件を報告のとおり承認することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本件は、報告のとおり承認することに決しました。

日程7 議第41号「職員の高齢者部分休業に関する条例を制定することにつ いて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事務局朗読)

説明を求めます。

计中総務課長。

计 中

それでは、議第41号「職員の高齢者部分休業に関する条例を制定することに 総務課長 ついて」ご説明させていただきます。

説明資料の5ページのほうをご覧いただきたいと思います。

今回の制定趣旨につきましては、地方公務員法第26条の3の規定に基づき、 職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものでございます。

目的につきましては、職員の加齢による健康上の理由、家庭の事情などの諸 事情、あるいは退職後の人生設計に配慮し、高齢期における多様な働き方を実 現することを目的としております。

制定する条例の概要につきましてご説明申し上げます。

対象といたしましては、年齢55歳に達した職員でございます。

手段として、高齢者部分休業の承認ということで、高齢者部分休業の承認は、 当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で15 分の単位として行うということ。

それと、休業による給与の減額ということで、高齢者部分休業の承認を受けて、勤務しない時間は勤務しない1時間につき、次の算定式で得られる額を減額するということで、算定式については記載のとおりでございます。

施行に期日につきましては、令和5年4月1日からとなっております。ご承 認のほうよろしくお願いいたします。

質疑を求めます。

(「 質 疑 な し 」 の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、総務文教厚生委員会に付託することにいたします。

日程8 議第42号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて」を議題として上程し、議案は 事務局が朗読いたします。

(事務局朗読)

説明を求めます。

辻中総務課長。

进 中総務課長

それでは、議第42号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて」をご説明させていただきます。

議案説明資料の6ページから8ページをご覧いただくことになります。それでは、説明をさせていただきます。

制定の主旨といたしましては、定年年齢の引上げ、管理監督職の上限年齢制の導入、定年前再任用短時間勤務制の導入、暫定再任用制の導入に必要な事項を定めるということで、今回の整備条例におきまして9つの条例の改正と1個の条例の廃止をうたっておるものでございます。

改正する条例の概要につきましては、全般事項としまして地方公務員法の一部改正による再任用制度の廃止、定年前再任用短時間勤務職員の任用の新設に伴い、各条例に必要な改正を行っております。条文の改正と再任用職員、それから再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員と改めるものでございます。

改正概要につきましては、改正前と改正後の記載のとおりでございます。

そして、第1条におきまして、職員の定年等に関する条例の一部改正を行っております。定年年齢の引上げということで、60歳から65歳への引上げ、定年による退職の特例、管理監督職上限年齢制の導入、それから監督職上限年齢制の特例、定年前再任用短時間勤務制の導入、定年に関する経過措置、定年年齢の段階的な引き上げ、情報の提供及び勤務の意思の確認ということでございます。

第2条では、吉野町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正を行っております。定年年齢引上げに合わせて国と異なる昇給に係る措置の見直し、国家公務員において定年年齢引上げに伴い講じられる給与に関する措置の内容に準じ、これに順じ、必要な改正を行ったものでございます。60歳を超える職員の給与月額を、60歳前の7割水準に設定するということ、あとは、定年前短時間勤務職員の給料月額の計算方法を定めたこと、管理監督職の上限年齢に達した職員に係る給料について、降任前の給料月額の7割水準とするため、差額の給料として支給すること。

そして、第3条 吉野町技能労務職員の給与等に関する条例の一部改正 第4条 吉野町水道事業職員の給与の種類及び基準並びに旅費に関する条例 の一部改正を行っております。本則中につきましては、先ほど申し上げました 全般的事項に記載した内容の改正のみを行っております。

続いて、第5条のところで、職員の育児休業等に関する条例の一部改正とい

うことで、育児休業をすることが出できない職員、育児短時間勤務をすることができない職員に、管理監督職上限年齢に係る異動期間を延長された職員を追加しております。

続いて、第6条で職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部改正ということで、これにつきましても、全般的事項で先ほど御説明させていただいた内容についての改正を行っております。

第7条で、吉野町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正を行っております。減給する額を現に受ける給料月額の10分の1の額にとどめるということで改正を行っております。

続きまして、8ページをご覧いただきまして、第8条で、吉野町人事行政の 運営等の状況の公表に関する条例の一部改正、第9条で公益的法人等への吉野 町職員の派遣等に関する条例の一部改正を行っておりますが、これにつきまし ても、先ほど説明いたしました全般的事項に記載した内容の改正を行っており ます。

そして、第10条で職員の再任用に関する条例を廃止しております。法改正によりまして、再任用職員制が廃止されため、条例を廃止するものでございます。

経過措置といたしまして、職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う経過措置、それと、吉野町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に係る経過措置等定めておるものでございます。

期日につきましては、令和5年4月1日からということで、附則第11条の規定は、公布の日から施行ということで、この部分につきましては、60歳になる前の年に意向確認を行わなければならないので、今期、公布の日からの施行となっております。

説明のほうは以上でございます。承認のほうをよろしくお願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。おはかりします。

本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、総務文教厚生委員会に付託することにいたします。

日程9 議第43号「吉野町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を制定することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事務局朗読)

説明を求めます。

森脇暮らし環境整備課長。

森 脇

それでは、議案説明資料の9ページをお願いします。

暮らし環境 整備課長

議第43号「吉野町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を制定することについて」目的等につきましては、土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積並びに切土行為について必要な規制を行うことにより、生活環境の保全及び災害の防止を図り、住民の健康で安全かつ快適な生活を確保することを目的としております。

対象といたしましては、事業区域の面積が 500 平米以上の事業、埋立てまた は盛土を行う土地の部分の高さが 1 メートル以上ある事業、または切土の高さ が 2 メートル以上となる箇所が一部でもある事業。

概要といたしましては、事業主等の責務(第4条) 土砂の発生場所及び土砂の汚染の恐れが無いことを確認し、結果を町長に報告しなければならない。許可の基準(第11条) 事業区域及び周辺地域における道路、河川、水路その他公共施設の構造等に支障が生じないよう必要な措置がなされていること。事業区域及び周辺地域における自然環境の保全について必要な措置がなされていること。改善命令(第24条) 許可条件に違反をしているときは、土地所有者

及び事業主に改善を命ずることができる。停止命令(第25条) 改善命令に従 わないときは、土地所有者及び事業主に施工の停止を命ずることができる。罰 則(第34条) この条例に違反したものは、2年以下の懲役または100万円以 下、または50万円以下の罰金に処するというものでございます。

施行期日につきましては、令和5年1月1日施行、令和5年4月1日適用となっております。ご審議よろしくお願いします。

野木議長

質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、産業建設委員会に付託することにいたします。

日程 10 議第 44 号「吉野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事務局朗読)

説明を求めます。

辻中総務課長。

中 総務課長

それでは、議第44号「吉野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正 することについて」ご説明させていただきます。

議案説明資料の10ページをご覧いただきたいと思います。

改正の趣旨につきましては、人事勧告並びに国家公務員の給与改正に準じ、 本町の一般職の職員の給与を国家公務員の給与に準じたものとするものでございます。 改正する条例の概要につきましてご説明をさせていただきます。国の俸給表の改定に準じた給料表の改定を行っております。若年層を中心とした給料月額の引き上げでございます。

また、国家公務員の勤勉手当の支給月額に順次改正を行っております。令和4年度12月期におきまして、0.1月分の改正後増、それから令和5年度以降につきましては、6月期に0.05月、12月期に0.05月を引き上げるものでございます。

施行期日につきましては、条例案第1条関係は公布の日から、第2条関係に つきましては、令和5年4月1日からということになっております。ご審議の ほうよろしくお願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、総務文教厚生委員会に付託することにいたします。

日程 11 議第 45 号「吉野町辺地総合整備計画を策定することについて」を 議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事務局朗読)

説明を求めます。

小西政策戦略課長。

小西政策

ただいま上程いただきました、議第45号「吉野町辺地総合整備計画を策定す

戦略課長

ることについて」ご説明を申し上げます。

議案等説明資料の11ページをご覧いただきますようお願い申し上げます。 まず、辺地及び辺地計画の概要についてご説明申し上げます。

この計画、この法律による辺地とは、交通条件や地理的諸条件により地域間格差が生じている山間等の地域で、住民の数などによって政令で定める要件に該当している地域のことを申します。また、こうした地域間格差の是正を図ることを目的に制定された、辺地に係る公共施設の総合整備計画のための財政上の特別措置に関する法律に基づき、辺地に係る総合整備計画を定めた市町村については、辺地の公共的施設整備について財政運営上で有利となる辺地対策事業債を財源とすることが可能となります。

なお、辺地債充当につきましては事業費 100%、交付税算入率 80%の地方債の内容でございます。

それでは、議案等説明資料に基づきご説明申し上げます。

まず、本計画の趣旨につきましては、先ほどご説明申し上げました、辺地と して小名地区で特別な財政措置を受けることができるようにするために、「吉 野町辺地に係る公共施設の総合整備計画」を策定するものでございます。

また、目的等につきましてお示しさせていただいたとおりの部分でございます。

また、法令根拠等につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定によりまして、本計画策定につきまして、議会の議決を賜りたく、本定例会に提出させていただいたものでございます。

次に、本計画による対象は、小名地区及び小名地区住民の方々の生活環境でございます。

次に、本計画策定の意義は、地域住民の生活の利便性を向上させていただき、 かつ、事業施工についても、財政負担を軽減させスムーズな事業執行を図るこ とができるよう本計画を策定するものでございます。

また、地域住民の方々に利便性の向上をさせていただくための手段としては、 交通・通信体系の整備といたしまして、道路整備等を行うことにより、地域住 民の交通、安全安心の確保、生活道路としての利便性向上を図るもの。生活環 境の整備といたしまして、各家庭に小型ろ過装置並びに除菌器の設置を行うも の。消防施設の整備といたしまして、消防活動を安定的に実現するために防火 水槽を整備するものでございます。公共施設の整備計画については、令和4年 から令和8年までの5か年間の年度内に整備をしようとする公共施設や事業主 体等を記載しております。

以上が、議第45号「吉野町辺地総合整備計画を策定することについて」の概 要説明でございます。本定例会でのご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

野木議長

質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませ んか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、総務文教厚生委員会に付託することにいたします。

日程 12 議第 46 号「令和 4 年度吉野町一般会計補正予算(案)第 10 号につ いて」を議題として上程し、議案の朗読を省略して、直ちに説明を求めます。 小西政策戦略課長。

小西政策

ただいま上程いただきました、議第46号「令和4年度吉野町一般会計補正予 戦略課長 | 算(案) 第10号について」ご説明申し上げます。

> 議案等説明資料の12、13ページをご覧いただきますようお願い申し上げま す。

まず、12ページ上段、補正予算の概要でございます。

第1条 歳入歳出の補正でございます。

歳入歳出にそれぞれ 5,427 万 1,000 円を増額し、補正後の歳入歳出予算額を60 億 6,711 万 2,000 円と定めるものでございます。

次に、歳入歳出の補正の概要についてご説明申し上げます。

まず、12ページ歳入の補正、13ページの歳出の補正の表中の摘要欄に赤色でお示しさせていただいてる部分の内容につきましては、歳入歳出ともに最上段の項目括弧内にお示しさせていただいている表示でございますが、新たに創設されましたコロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」を含めた、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対応の「新型コロナウイルス感染症対策事業」でございます。

また、13ページの歳出の補正の表中の欄内に青色で「職員給与費」としてお示しさせていただいている内容につきましては、13ページの表欄外にお示しさせていただいております「職員の人事異動及び給与改定等に伴う職員給与費等の補正」でございます。

それではまず、12ページ歳入補正からご説明申し上げます。15款「国庫支出金」でございますが、新型コロナウイルス感染対応 地方創生臨時交付金 177万8,000円。

歳出の補正の摘要欄に赤色でお示しさせていただいております。「新型コロナウイルス感染対策関連事業等」でございます。

また、社会福祉費負担金 1,148 万円、社会資本整備総合交付金 7万4,000 円で、国庫支出金合計 1,333 万2,000 円の増額。16 款「県支出金」社会福祉費 負担金 574 万円の増額。19 款「繰入金」でございますが、有線テレビ放送基金 繰入金 134 万9,000 円、町営住宅改修基金繰入金 1,071 万4,000 円とともに各 事業への充当財源として、繰入金合計 1,206 万3,000 円の増額。20 款「繰越金」 2,313 万6,000 円の増額で、歳入合計 5,427 万1,000 円の増額でございます。

次に、13ページをご覧いただきますようお願い申し上げます。

歳出の補正でございますが、まず青色で職員給与費としてお示しさせていただいております内容につきましては、先ほどご説明申し上げました「職員の人事異動及び給与改定等に伴う職員給与費」の補正でございます。職員給与といたしまして、各款で増減ございますが総額788万円の増額でございます。

続いて、職員給与費以外の歳出についてご説明申し上げます。

まず、2 款「総務費」でございますが、財政管理事業につきましては、地方 財政状況調査、いわゆる決算統計の調査内容変更に伴う財務会計電算システム の改修費 70 万円、CATV 運営事業につきましては、番組放送機器の修理 40 万 円、中央公民館中継機器の入替工事といたしまして 94 万 9,000 円及び新型コロ ナウイルス感染症対策としての CATV スタジオ内の空気清浄機の購入費 26 万 4,000 円。住民基本台帳ネットワーク事業につきましては事業内での増減でご ざいますが、マイナンバーカードを申請勧奨費用、申請交付用タブレット購入 のための事業費、役務費、備品購入費、計 41 万 8,000 円の増額と会計年度任用 職員の人件費 41 万 8,000 円の減額でございます。

次に、3 款「民生費」でございますが、老人保護措置等事業及び障害福祉総合事業ともに、燃料費高騰に伴う対策費といたしまして、福祉事業所車両燃料費高騰対策交付金といたしまして3万6000円。障害者総合整備事業につきましては、障害自立支援総合費等の増額及び令和3年度国県補助金の返還金、合わせまして2,877万6,000円。

次に8款「観光商工費」でございますが、文化財保存事業といたしまして300万円。

次に7款「土木費」でございますが、町営住宅管理事業といたしまして、河原町営住宅移転に伴う住宅の取り壊し工事及び借地料といたしまして1,078万8,000円。歳出合計5,427万1,000円の増額でございます。

以上が、令和4年度一般会計補正予算(案)第10号の概要でございます。ご 審議のほどよろしくお願い申し上げます。

野木議長

質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 おはかりします。

本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませ

んか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、予算決算特別委員会に付託することにいたします。

日程 13 議第 47 号「令和 4 年度吉野町水道事業特別会計補正予算(案)第 1 号について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して直ちに説明を求めます。

森脇暮らし環境整備課長。

森 脇

それでは、議案説明資料14ページをお願いします。

暮らし環境 整備課長

議第47号「令和4年度吉野町水道事業特別会計補正予算(案)第1号」補正 予算の概要につきましては、収益的支出の補正額755万円。補正後の額3億 7,432万円。予算第8条に定めた経費、職員給与費、補正額95万円。補正後の 額3,665万円。

内容につきましては、収益的支出の補正につきましては、水道事業費用 755 万円、会計年度任用職員 1 名増によるものと電気料金値上がりによる動力費の 増となっております。

次に、予算第8条に定めた経費、職員給与費95万円、会計年度任用職員1 名増によるものです。よろしくご審議をお願いします。

質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を予算決算特別委員会で付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、予算決算特別委員会に付託することにいたします。

本会議の会議中ですが、会議開始から間もなく1時間を経過しようとしております。

ここで、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策における議場の換気のため 休憩といたします。

再開は11時15分といたします。

(午前 11時02分 休憩)

(午前 11時15分 再開)

野木議長

再開いたします。

日程14 一般質問に入ります。

上滝義平 議員より出されております。

(1) 今後の人口減少における問題及び財政状況について

の一般質問をお願いします。

上滝議員。

上滝議員

6番、上滝でございます。

ただいまから、私なりの一般質問をさせていただきます。

行政の方々、よろしくお願いいたします。

なお、答弁のほうについても、皆さんにわかりやすくご説明をお願いしたい、 難しい横文字を出さないでくださいよ。よろしく。

質問内容でございます。

質問一つ目につきましては、第5次吉野町総合計画によると、平成27年の吉野町の人口は8,153人、6年後の令和3年では、現在6,639人となっているこ

とはご存じだと思います。6年で1,514人の減少、率にして18.6%の減少であると思います。

また、令和12年度には4,813人の推計、これは、今年から計算すると8年間で25%の減少となります。1,636人もの減少となるわけでございますが、そこで町長にまずお聞きしたい。このような、大変大きく減少が進む中で町長はどのように感じているのか、そして、その対策をどう考えているのか。簡単にお聞きしたいと思います。

野木議長

中井町長。

中井町長

上滝議員のご質問にお答えをさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、今の人口の減少率を見てると非常に厳しい状況でございます。この辺は、第5次総合計画にも記載されているところでございます。特に吉野町におきましては、この人口減少なのですけども、年少人口という0歳から14歳、ここが一番、全国平均と見ても少ない。現在、先ほど令和3年の6,600という数字を出されましたけれども、やはりこの人口の占める割合が6%というのが吉野町の現状なのです。全国的には、そこの数字が大体12%ぐらいですから、将来に向けてもまだ可能性はある。その分吉野町は高齢化率がご存じのとおり今、52%になっている。これが、今後に向けても人口減少の中の大きな課題であるというのは捉えております。

その中で吉野町もどの分野に政策の重点を置いていくかというところで、今の年少人口が6%でありますので、ここをやはり政策誘導により、増やしていかないといけない。そういった部分で、子育て世代であったり、関係人口から移住定住につなげる、そういった施策にウエイトを置きながらやっていこうと考えております。

特に、令和5年度の予算編成を今しているところでございますけれども、その点につきましても、予算編成の基本方針の中で子育て世代、0歳から4歳人口を中心に定住移住施策を進めていくというところでございます。

ただ、若い世代に来ていただくには、働く場所の確保、雇用がやはり重要に

なってきます。現在、吉野町の状況を見ますと、やはり伝統的な産業や木材・製材業中心とした地域の地場産業、なかなかその、これからの時代の若い世代を求めているところと、そしてまた、求人は欲しいけども人手が不足しているというマッチングが出来てない状況でございます。ですから、先日この事業承継の問題においても、最近、OEMとか事業承継をやっていただく会社があらわれたりして、そういったところのマッチングをしていくのも一つでありますし、また、新たな雇用を生み出すために力を入れてるのが、公民連携であったり官民連携、民間の活力を生かしながら、そこに雇用を生み出すという施策にシフトしていきたいと考えています。

その大きなポイントというのが、公共施設、今庁舎の問題も含めてですけれども、学校跡地利活用、そういった部分でしっかりと民間の活力を生かしながらそこで雇用を確保していく、そういった部分に令和5年度の土地利用にも関わってくることでございますけれども、力を入れながら進めてまいりたいと思ってます。

歳出の部分においては、当然、人口が減ってきますと効率化を求められます。 そこで、現在の職員数も将来的には減少をしていくということも想定して、ここはデジタルの力を活用しながら効率化を上げていく。そういった部分で歳出の抑制も図りながら、進めてまいりたいと考えております。

大きな部分でいきますと、そういう方向性で令和 5 年度の予算編成も組んでいくということでご理解いただければと思います。

野木議長

上滝議員。

上滝議員

簡単にということで簡単に述べられましたが、実際、立場によって物の見る 見方、考え方が違うはずでございます。

私から1人の町民として、あるいは町議会議員の1人として一番心配しとんのは、やっぱり人口の問題、それに伴う高齢者の比率問題が、前から町長がおっしゃったように52.2%と、大体6,000人おりましたら、半分以上65歳がおると。それも、年金生活の人がたくさんおって、先ほど戸毛くんが、非課税所

帯が 1,300 何人とか言ってましたけども、えらい増えとるなと。そんな中で今後、5 年前と5 年先の問題を考えたときに、過ぎ去ったことやけども大変に減少しておるというのは皆さん認めるわけですわ。広報にも人口は書いてあるけども、所帯数はこの頃増減も書いてくれてよく分かるんですけれども、その吉野町へ転入する方が、若者が転入してくれたら良いけれども、高齢者の方が何人ほど、全体の90%占めとるか知らんけれども、そういう状況がわからないと。そこらも、広報で掲げていただいたらいいのになと私自身は思っとんだけども、とにかく税収が10 年前でしたら10 数億あったものが、今現在は7億切れるか切れへんか。あと5 年もしたら5 億になる可能性があるのではないか。各町村ともに財政難で何か行財政改革しなきゃならないというようなことも考えておるらしいけれども、具体的に町長にお伺いしたいけれども、企業を誘致するっていう気持ちは分かるけども、企業っていうのは吉野町にどんなものがふさわしいのかということをお伺いしたい。それが一点。

それから、高齢者の方々に対する施策は、今現在どんな施策をしとんのか。 わかっとんねんやったら簡単にお述べ願いたい。

野木議長

中井町長。

中井町長

まず、一点目でございますけれども、吉野町にふさわしいといいますか、どういった企業ということでございます。企業誘致と言いましても、大きな企業が本社を持ってくるという時代ではもうないと思ってます。ですから、どういう企業と連携していくかというのも、やはり町民アンケートの中でしっかりとして、アンケートも意識しながらやっていきたい。それは、やはり自然環境が良い。ここが一番やっぱり転入者、今住まわれてる方の意識の高い部分でございます。ですから、そこは軸にしながら、今、コロナによってテレワークとかワーケーションとかで来る機会が多くございます。そこで、やはりその働き方そのものが、どこの場所でも働けると、ゲストハウス三奇楼とかYOSHINOGATEWAYとかありますけれど、そこに来られてる方というのも大手の電機メーカーの方であったりが来られています。そういう方々が、こういう地域で仕事

をできる環境というのが、私はふさわしいかなというのが一点でございます。

もう一つは、今、庁舎の関係から跡地利活用をやってるのですけれども、やはり吉野の歴史や背景を見た中でつながりのある企業、これは鉄道であったりとか、今、阪本仙次の顕彰会とかをやられてます。ですから、そういった企業との連携というのも、これはやはり、ふるさとへの愛着とか関係性がありますので、そういったことも意識しながら、吉野の歴史文化そういったところにつながりのあるところと連携していきたいと考えてます。

高齢者の施策に関しましては、一番大きなのは一丁目一番地でやらせていた だきました交通移動手段、これが一番かなと思ってます。

これは、スマイルバスからデマンドに変わって、少しずつバス停を増やしながら、少しは利便性が高まったかと思ってますけれども、まだまだこの福祉政策の中では生きがいにつながるような、そういった拠点づくりもやっていかないといけないと思ってます。

細かい事はまた、福祉のほうでございますけれども大きな部分でいきますと、 そういう交通移動手段が一番今のところは、私の一丁目一番での施策でござい ます。

野木議長

上滝議員。

上滝議員

町長の説明を聞いておりましたら、当たり前な話を当たり前に聞くようなことですけれども私自身の考え方はね、例えば昔のことですけども、法人税ありますわな。その会社に対する所得の経営状態がどうなのか知りませんが、よくやめておられるということを聞いております。財があかんのか何なのか知りませんが、そんな中でも法人税を高い標準の税率を低い税率にしてあげてくれと、北岡町長のときにそういう提案をしたんです。そうしたらしてくれたんです。私は、企業を誘致するためには例えば、例えばですよ、吉野町で事業を5年間以上するんやったら5年間法人税を減免しますと、あるいは、このぐらいの程度の法人税割にしますとか、そういう極端な姿勢を持って臨まな企業は来てくれへんと思うね。やっぱり交通面、あるいは不便さがあってなかなか、例えば

大きなライフなり、大きなオークワとかありますやん、あんなでも来てもらうための手段として、5年間だけ来てくれたら法人税を減免させてもらいますよ、だから来てくれというようなことをインターネットで言うたら、もっと大勢来ると思うわ。そういう方法を考えていかな、具体的な。人みたいな減るのは、これはもう当たり前のように皆さんも言うけれども、各町村ともに減少をたどっておることは確かですわな。だから、極端な政策を考えていかなければ人は集まってこないと私は思うんです。そこはいかがなものでしょうか。

野木議長

中井町長。

中井町長

企業を来ていただくための、そういう手段として制度設計は重要だと思ってます。各自治体でも、これ子育でも関連するんですけども、やっぱり補助制度っていうのは、結構あちこちやってるけれども、なかなかそれが周知されてなかったり、なかなか届いてなかったりするケースもあります。ですから、上滝議員がおっしゃったように制度設計は当然重要やと思います。そのきっかけとして、やはりその今企業も地域課題解決に向けた取り組みに、やはりまず入り口が恐らくこれからもう少し環境面、脱炭素とかこれが非常に大きくなってくるかなと見てます。

その中できっかけをつくって、なおかつ、そういう優遇制度設計をつくっていく。今、各自治体でも金融政策と人口動態の政策をやる中でも、やっぱり人口動態が変化してこないと消費や物価指数が上がってこないとかそういうデータが出てます。ですから、ある意味、仕掛けていくときに来ていただく企業の皆さん方に、どういう制度設計をしていくときに、これは1例ですけれども、ファンドを融資するケースがございます。これも、やはり金融機関がファンド融資の選定をしていく中で、しっかりと選定されたところに自治体もファンドの同額を融資していくとかそんなことも含めて、入り口とそしてまたここで、いろんな企業を経営していただくときに、制度設計するというのはセットかなと思いますし、一度、過去からやってきた企業の優遇制度というのも最近、政策戦略のほうで一度見直しもかけようということで指示を出しさせていただい

てますので、もう一度、その入り口と経営をしていただく規範の制度設計も見 直していきたいなと思ってます。

野木議長

上滝議員。

上滝議員

わかり易くいうたら、貯木でもう100人ほど従業員の方もおられる工場があ るらしい。役場も今現在、129人と聞いております。アルバイトはそれ以外に 100人がおるそうですな。どこにおるのか知らないけど、延べ229人で公の仕 事をやっておる中で予算的には、今現在、11億か12億ほどを組んであります な。人口がだいぶと減ってきとんのに、まだいまだに129人かよと。その内訳 が、町外が50%ほどおるって聞いとんだけども、その採用の方法にもどこで住 んでもかめへんっていうようなものですけれども、吉野町で働きたいっていう ような採用試験があったとしたら、その本人が吉野町で住んでもらうという条 件を出すとか、出せへんとか、出して定住してもらうことが一番私はありがた いと思うけれども、町外ばっかりでもどうなのかなと、どこで住んでも一緒や ないかと北岡町長も前そういうふうに言うてましたけども、実際吉野町の雇用 があまりないんやったら、大きな勤めるところいうたら役場とか大きな事業所 とかしかないわな。役場へ行くんやったら、それなりの恩典のあるところへ行 きたいと、給料が低いのに、そんなもん生活出来へんさかい行かれへんと、う ちらの子でも東京と大阪におりますけども、働く場所がないから出て行ったわ けですわな。そこらその採用試験つい最近あったの何人とりましたんで。

(「まだまだ。決定してない」の声あり)

まだ決定してへんの、採用試験はあっってんな。何人とるかわかってへんの。

(「まだ、2回に分けてやってます」の声あり)

はっきりしないということ。129人よりも上回るということやな、職員数は。 どうでんの、和田君。分かる。

和田副町長 一応今、129ということで議会のほうで前回もお話しさせていただいたと思 います。

ただ今後、定年退職延長ということで条例も制定をさせていただいておりますけども、正規の職員さんの数というのは年齢的に退職される人数もわかっております。そして、今途中で退職された方もおられますので、年齢的な平準化を図るということで若い方も入れていただくということで。ただ全体的には、人口減少ということになりましたら、職員数も当然減らしていかなあかんと考えております。

野木議長

上滝議員。

上滝議員

副町長、今言ったように考えるとか検討するとかいう言葉はよく行政使う言葉やけども、やっぱり減らさなあかんと力強い声も欲しかったけども、実際 60歳が定年やろ。再任用制度っていうのが出来とって、今現在何人ほどおるのか知らんけども、給料をなんぼぐらい払うとかもしらんけど、何人ほどおるの、大体は。

野木議長

副町長。

和田副町長

今現在、再任用で令和4年度働いていただいてる職員さんは6名おられます。 今、条例の改正もございまして、再任用制度は基本的に廃止になるということ でございます。61歳、62歳、最終的に65歳ということになりますけども、そ の場合の給与等についても、今回の条例の中で上げさせていただいてるという ことでございます。

野木議長

上滝議員。

上滝議員

責任のない人たちはね、役場の職員数が多いとか少ないとか、少ないは言え へん、多いと何とかならんのという声がたくさんあることは私も認識しておる んです。町長がよくデジタル化とか、インターネットでもっていろいろな対応 できるので時間的な問題もいろいろクリアできるという話の中で、庁舎の移転 問題でどえらいもん建てると、何を考えとんのやろうと、言うこととすること が違うやないかと、こういうような思いも私はしとるんですわ。だけど、執行 部としては、それなりの思いがあろうかと思いますけどね。とにかく人を増や すことを考えながら、人を増やすためにはどうあるべきか。町長が先ほど言う たように、自然環境の良いこの町に多くの宅地も雑種地もあるから、固定資産 税を減免するので会社が来てほしいとか、固定資産税を5年間減免するさかい に企業来てくれたらこれだけの優遇措置はしますよ、だから来いというような 大きなことでもね、そら悪い企業を呼ぶのはあかんけども、それは悪いかわか らんけれども、企業が税収を落としていただけるような情報があるとするなら、 それをインターネットを使ってどんどんやったらええと思う。来ていらん言う 人は誰もおれへんと思う。そこらの積極性、前がこうやったからに今はこうせ なあかんねん、ああせなあかんねんというような発想では吉野町の発展はござ いませんよ。政策戦略がしっかりとそこら辺の発想転換して、こんな年寄りに 聞かんでも、若い人が単車でまくれたら若いさかいで済むやん、私まくれたら、 ええ年寄りがまくれて、何しとんどよと言うて笑われるやんか、そこらの違い があんねん。だから、若いときには、やる気と根気と勇気を出していただいて、 町のために一生懸命人口を増やすためにはどうあるべきかということを、しっ かりと幹部のほうで論議をしながら前向きに考えてほしい。

私、町長にちょっと用事があって行くときに必ず言うほど、あんたら3人か4人か5人か知らんけども打合せ言うて時間がないねん、電話は出られへんねん。ほんで、何言うても返事がないねんというような状況がええのどうか、そこらも町長も自ら胸に手を当てて考えていただいて、何回言うたらええんどよっていうような気持ちも私はあるんですよ。そんなもん怒ってもしゃあないけども、私は議員やから歳費もちょっともうとるから辛抱しとるけども、一般の方々が言うたことで出れへんとか、つい最近も、ある課長が私が質問した問題を提示したら、都市計画の事で、返事一つあらへん。それがまた、最後に電話かけたら調整中やと言うて調整のままや。そんな状況がほんまにええのかよと

野木議長

上滝議員、質問の通告内容の本筋……。

上滝議員

ああ、すいません。ついつい、そんなことで本筋からあれですけれども、もうとにかくそんなことですわ。よろしくお願いいたします。

続いて、財政問題でお聞きしたいことがございます。

先日の地区別懇談会などで起債残高の説明もありましたが、改めて吉野町の 起債残高と税収の状況を簡単にご報告願いたいと思います。

野木議長

戸毛町民税務課長。

戸毛町民

税収について簡単にご説明をしておきます。

税務課長

今年度につきましては、一応調定額……収入はこれからになりますけども、 滞納合わせて7億2,300万の調定をしております。ちなみに、前年度につきま しては滞納を合わせて調定額は7億4,600万、収入が7億1,000万という形で、 ほぼ横ばいですけども、全体的に個人住民税については減少傾向。固定資産税 につきましては、土地家屋については減少傾向にございますけども、一部大き な償却資産の課税が始まっておりますので、固定につきましては、前年度、今 年度ついては横ばい状態ということになります。

あと、法人町民税につきましては、一部業績のよろしい企業がございまして、 ほぼ横ばいということになりますけども、法人町民税につきましては、利益が あって税収は必ず上がるということではなくて、設備投資されるとまた税収が 下がってくるということですので、法人町民税についてはちょっと読みづらい 状態です。あと、軽自動車税とたばこ税につきましては、ほぼ横ばいから減少 傾向にあるというご理解でお願いしたいと思います。

野木議長

上滝議員。

上滝議員

ああ、そうか。先……。

野木議長

小西政策戦略課長。

小西政策

地方債の残高ということでご質問をいただいたと思います。

戦略課長

令和3年度の確定の数字をまず述べさせていただきます。

令和3年度の地方債の元金残高は101億8,222万1,000円でございます。今、9号補正までご承認賜っている内容で償還等々見込みでございますと、本年度の現状での見込みにつきましては100億2,257万5,000円ということで、1億5,964万6,000円起債残高が減るという形で見込んでおります。

野木議長

上滝議員。

上滝議員

今の課長のほうから101億っていう101億は元金のみで利息は含みませんか。

野木議長

小西課長。

小西政策戦略課長

利息は変動するものがございますので、不確定な部分でございますので、あ くまでも元金のみをご説明させていただきます。

上滝議員

私の試算では2億ほどかかっとると思うんだけども、まあ、ええわ。戸毛課長、先ほどの言うたように職業と雇用の問題もありますが、そんな中で方法は戸毛くんも考えていただいたらいいけども、貯木のほうで償却資産税がどのぐらい払っとんか知りませんが、そこらの減免っていうのはコロナに関連してでも、この不景気のときに何ぼか考えとるというようなことはございませんか。

野木議長

戸毛課長。

戸毛町民 税務課長 固定資産税につきましては徴収猶予という形で、そもそも2年度から徴収猶 予という制度は設けられておりますので、それに応じての対応をさせていただ いております。

上滝議員

なるほど、わかりました。ほんなら、もう一つの固定資産税の問題ですけれども、これは物があったら課税される。宅地や農地や雑種地やってあるんですけれども、地籍調査が終了後には必ず評価を実測面積にする。これから評価額は、それに伴う課税をするというような方向に進んどったわけですが、今はどうなっとんのかお聞き願いたい事があります。所帯主が高齢で亡くなる、そして、奥さんが固定資産に払うときに登記しますわな。登記したら、調査した地籍調査に基づいて課税評価額が出されて高いのこれどねんよっちゃんなっとんねんと。今までと一緒やのに、相続をしたために相当な金を払わんなあかんということの説明をしてくださいっていうことで私のとこへ来るんですわ。私は、相続して名義が変わったら、相続する同じ物件でも相続するから、そういう結果につながるんですよという説明で納得はされましたが、吉野町として唯一の財源である固定資産税の評価替えをいつ頃するのかということだけ教えてください。

野木議長

戸毛課長。

戸毛町民 税務課長

地籍調査の結果については、まだあがってない地区がございまして、それがまだ確定しておりませんので、地籍が全地区であがった段階でということになりますので、ちょっとまだ、将来的に地籍を基に課税してことになると思いますが、大きなが影響出ますので、まだ実施時期等については未定ということでお願いしたいと思います。

野木議長

上滝議員。

上滝議員

いやそんな、たるんどるっていう言葉は悪いか知らんけども、戸毛くん実際 ね、地籍調査始まって何年経ったんか知っとんの、今現在まで、令和4年度ま で。何年まで続いとるか知っとんの。始まってから今まで。

戸毛町民 そこは存じ上げておりません。

税務課長

上滝議員

もう、15年ほどになっとるで。15年は確かなっとるわ。そんな中でまだ、い まだにや。まだ終了してないっていうことは、森脇課長の担当やと思うけども、 いつまで続くんかなと、いつ頃変わるんかなと。そこら辺の基本的なことを、 もっとしっかりあなた方課長が話し合って、町長や副町長に進言をせなあかん わな。いつになったら変わるんやろうと思って私は見とんのや。

とにかく、そんなこと話しとって、もう30分経った。とにかく、第5次総合 計画に記載してありますが、令和7年度の予算規模は51億円、今とほとんど変 わらない。人口がどんどん減って、財政も縮小して行かなければならないと思 うときに、庁舎移転を始め、いろいろな経費の問題等々をきっちりと考えてい く必要があるのではないのか、私はそう思います。

もう最後ですが、町長から庁舎移転を始め、学校の問題も解決をしなければな らない。まず、一番先に人口の減少の歯止めをどう考えるかという議論をしっ かりしてもらいたいと思います。私の言いたいことは議長にも指摘されました が、熱い熱い年寄りの思いでございますんで、お許し願って私の質問を終わり ます。ありがとうございました。

野木議長

昼食に休憩に入りたいと思います。

再開は午後1時からといたします。

(午前 11 時 48 分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

野木議長

再開いたします。

続いて、辻内正誠議員より出されております

- (1) 獣害対策について
- (2) デマンドバスのさらなる利便性について

の一般質問をお願いします。

辻内議員。

辻内議員

2番 辻内でございます。

- 一般質問の機会をいただきありがとうございます。
- 一つ目の質問、獣害対策について質問させていただきます。昨年の6月定例 会でも質問いたしましたが、再度質問させていただきます。

獣害は、農業や家庭菜園をしている方のやる気を奪うとともに、住民の生活の安全にも関わってくることです。吉野町全ての地域で、ほとんどの住民の方が共通する数少ない話題の一つです。いつも申し上げておりますが、獣害対策には駆除と防御の両面が大切であると考えています。そこで本日はこの二つの視点から質問させていただきます。

まず、駆除について。今年の3月に獣害駆除の「箱罠実施隊」というのが結成され、私もそのメンバーになっておりますが、この「箱罠実施隊」とは何か。 今、CVYを見ている方にわかりやすいように簡単に説明願います。

野木議長

乾農林振興課長。

乾 農 林 振興課長

まず、この箱罠実施隊でございます。今年の3月に結成されました。構成メンバーにつきましては、奈良県猟友会吉野支部に所属している方の中から選抜された13名で構成しております。現在町内には、この箱罠が31基ございます。そのうちの13基の管理、いわゆる罠の捕獲のセット、それからえさの補充、罠の状況確認等々をしていただいております。残りの18基については、従来どおり各地域の地元の協力者による管理をお願いしているところでございます。箱罠の知識、経験を持った実施隊の方に管理してもらうことにより、捕獲頭数の増加を目指し、農林被害の軽減や生活環境の向上を目指すことを目的として編成しております。以上です。

野木議長

辻内議員。

辻内議員

その実施隊が出来たのは知ってるんですけども、成果はどのようになっているのか。昨年の同時期と今年、箱罠実施隊が出来た事による駆除頭数の比較ということで説明願います。

野木議長

乾課長。

乾 農 林振興課長

まず、この実施隊が出来てからの成果と昨年の同時期ということで、令和3年度の4月から10月末、そして、令和4年度の4月から10月までの箱罠による捕獲頭数の比較を申し上げたいと思います。

まず、昨年度の4月から10月末までの捕獲頭数につきましては44頭、そして今年の4月から10月までにつきましては、箱罠実施隊による捕獲が62頭、従来のその他の18基による捕獲の頭数が42頭、合計104頭でございます。約2.7倍の捕獲高になっております。以上です。

野木議長

辻内議員。

辻内議員

一定の成果というか 2.7 倍というのは、すごい大きな伸びで実施隊の成果になっていると、このように考えるわけですけども、実施隊を結成してくださった当時の課長は、目標の駆除頭数を年間 1 千頭と箱罠実施隊の会議で言ってくださいました。

この頭数は、鉄砲の駆除を含めても遠く及ばないというのが今日時点の現状です。そのことをどうこう言うつもりはないのですけども、この目標を諦めないで、それに向かって進めてほしいというか、進んでいかないといけないと考えるわけです。

そんな中で結論として、必要なのは箱罠の数を増やすことです。31個の箱罠で1千頭だと、一つの箱罠で年間に30頭強、一月に3頭の駆除が必要というこ

とに計算上なってきます。今さっきおっしゃったように、13人の駆除隊しかおりませんから、その方がたくさんの箱罠を見るというのも非常に労力がかかることでございます。

結果として何が必要かといいますと、箱罠実施隊のメンバーを増やさないといけない。つまり、罠の狩猟免許を持ったメンバーを増やさないといけないというところになってくると思うのです。この狩猟免許というものについて、一般の住民の方にしてみると非常にハードルが高いもののように思います。一つは、免許の試験。もう一つは、捕まえた鹿やイノシシをどう処分するのか。

実際、私は免許を持っておりますけども、鹿やイノシシを殺処分して解体することはよおしません。しかし、狩猟免許を取って箱罠実施隊のメンバーになることは難しいことではありません。狩猟免許は、免許の前に行われる猟友会の研修に参加すれば、ほぼ合格出来ます。その後、1年後に実施隊のメンバーになって箱罠を管理すれば、役場の方が来てくれて処分してくれます。この方法が良いかどうかは別問題として、今はそうなっています。

私は、NHKで獣害対策が進んでいる島根県の美里町が紹介されているのを見ました。その中で強く印象に残っているのが、80歳を過ぎた女性の方が「これが、私の箱罠よ」といって、自分の畑の横に置いた箱罠を NHK の方にうれしそうに紹介していた。美里町も、捕まえた鹿・イノシシは役場の職員さんが来て処理してくれる。全く吉野町と同じです。ということで、町から許可を得た箱罠を自分で持ちませんかというようなことをもっと PR すべきだと。狩猟免許は、先ほども言いましたけども簡単に取れます。捕獲した鹿やイノシシは、自分が処理しなくても役場が処理してくれます。殺処分や解体の必要はありませんという簡単な PR 動画をつくって、町の Youtube にするとか、CVY の番組に、たとえ2分でも3分でも入れるとか、とにかく、狩猟免許保持者、つまり猟友会メンバーを増やすことが必要だと、このように私は考えるわけですけども、いかがお考えですか。

野木議長

乾農林振興課長。

乾 農 林振興課長

まさに、この目標1千頭という数字の達成に向けての方策っていうことでいるいろ考えました。おっしゃるように、鉄砲の免許を取るよりは、はるかにハードルの低い、取り易い種類の狩猟免許であると。それで、吉野町としましても、できるだけこの箱罠による駆除の担い手の確保につながる方策を継続して実施していきたいと考えております。いろんな免許取得に関する費用的な補助、それから免許更新時の費用的な補助、そして、県登録の補助、これらつきましては、広報でも周知しております。試験のほうが年3回しかございませんので、それに間に合う時期に広報はしております。

ただ一般の人は、箱罠があって、これは鹿とかイノシシを取る装置やなという認識があるだけでは興味がわかないと思います。おっしゃるように、箱罠による駆除の方法とか、身近なものとして映像でとらえて、CVY のスポットで流していただくとか、その辺の PR の仕方は、広報のほかに CVY という組織がございますので、それを活用して十分周知は考えていきたいと思います。以上です。

野木議長

辻内議員。

辻内議員

ぜひ、住民の方が身近に、私でもできるよと、私でもできるやんかと思う方 策をよろしくお願いいたします。

二つ目の視点、防御。つまり、防御策について質問いたします。まず、質問でございます。

平成22年から令和3年までの12年間に、吉野町にずっと柵が張られてきてたんですけども、総延長は何キロメートルぐらいになりますか。大体で結構です。

野木議長

乾課長。

乾 農 林

約95キロになります。

振興課長

辻内議員

95 キロって聞くと、本当にびっくりするような距離が吉野町中に柵として張り巡らされてるのですが、その中で今のように、村丸ごとというような仕組みの前に、ある程度の集まりの農家に支給した高さ1メートルの柵、これはおよそ何キロメートルぐらいありますか。

野木議長

乾課長。

乾 農 林 振興課長

集落全体を囲む以前といいますのは、平成22年から平成28年にかけてでございます。約45キロになります。

野木議長

辻内議員。

辻内議員

45 キロの柵なんですけども、これ高さ1メートルしかないんです。私も、支 給していただいた農家の中の一人でございます。感覚ですけども、残念ながら この45キロの内、50%もしくは50%強が耕作放棄地を囲っている。何の役も 果たしてないというのが現状だと思います。そういう中で、私、これ全く同じ ことを去年6月に質問いたしました。この耕作放棄地で残ってる使われてない 柵をどうにか再利用出来ないのかと。そのときの町長の答弁を議事録から抜粋 してきました。今読み上げるのは、一部飛ばしながら読み上げます、町長の昨 年6月の回答です。「国の補助金を活用して設置した防護柵を移設する場合は、 耕作しなかった理由の説明、移設先の状況、補助の対象になるのか当時の設置 基準に該当するのか、材料や数量、設置時期などを明らかにしていただき、委 託管理者の自治会から町を通じて申請していただくことになるんですね。移設 が可能となりますけれど、区長さんがしっかりとした管理のもと、きっちり移 設していただかないと、個人個人にやっていただかないと収拾がつかなくなり ます」途中飛ばしまして、「担当課長とも今話をしておりますので、ぜひその点 は検討していきたいと思います」このように、昨年の6月に答弁いただきまし た。

まず、検討をしていきたいと思いますということですが、検討はあったのか

ないのか、なかったらないで結構でございます。

野木議長

乾課長。

乾 農 林 振興課長

まず従来、地域に支給しておりました柵でございます。これは、そもそも町が地域に管理のほうもお願いしておるというところで、それを移設する場合の手順というのは、今、辻内議員からお話があったような手順を踏まなければならない。それで今年度、そういう、要は国の補助を受けてやっている、そういう柵の移設についてということで県に問い合せしたのですが、やはり同じ答えしか返ってきませんでした。

ただ、もう今、明らかにそのときは耕作していて有効に活用されていたワイヤーメッシュの囲いは、もう耕作をしていない連畑で、もうただ単に建っておるだけというのは非常にもったいない状況であります。ですから、こういう地元の要望があるのであれば、先ほど辻内議員がおっしゃったような方策の方法以外に何かそういう手だてがないかというのは、まだ引き続いて調査・研究しているような次第でございます。以上です。

野木議長

辻内議員。

辻内議員

ぜひ、その研究を続けていただきたいんですけども、先ほど私町長が昨年の6月に回答していただいたことを聞くと非常にややこしいんですが、自分でもう一度議事録を読み直してみると、そんなに難しくないん違うかなと思うのです。各自治地区にリーダーになってくれる人がいれば、十分できるんじゃないかと。むしろ1番難しいのは、耕作放棄地になっているにもかかわらず、その柵は俺がつけたもんやからそこに残しておいてほしいという人の心じゃないかと、こんなふうに思うわけなのです。

例えば、耕作しなくなった理由も書いてくださいと言うたら大変なように思いますけども、年齢によるもの、後継者がいません、獣害です、手間と収穫のバランスですというチェックするようにすれば、五つか六つ例題を示して書く

ようにすれば、何かこうフォーマットを決めれば A4 2 枚か、もしくは A3 1 枚 でできるんじゃないかなと思うわけです。そしてモデル地区。例えば、私の村 にも耕作放棄地を囲ってる柵があります。乾さんのところにもあります。そこ を一回モデル地区にしてやってみるとか、そういうことも含めて検討よろしく お願いいたします。

次に、自費でつくっている今の柵の補助金について説明というかお願いでございます。今の鳥獣被害防止計画、これが私の理解では来年度で終わると理解してます。ということは、来年度はその計画を見直すときに来てるということは、今は村丸ごとということをやっとるんですけども、これは、要望する村はほぼ終えていると私は理解します。一方で、村丸ごとしている村の中にも個人の畑は柵で囲われている。結局、ひと夏2,000円で買えるキュウリやなすびのために、2万円・3万円の柵をつくらないといけない、これが事実なんです。ですから、もう菜園やめようと、運動しなくなる、昼からテレビばっかり見てる、足腰が弱る、医者にかかる、高齢者医療費・介護保険料が上がる、一般財源からの繰り出しが増える、全くの悪循環になっていくわけです。この悪循環を切り替えるために個人への補助金、これを次の町の獣害防止計画に入れるという要望を私は強くお願いしたいのですけど、これについては乾課長、もしくは町長どのようにお考えですか。

野木議長

乾課長。

乾 農 林 振興課長

確かに、今の地域全体を囲むという方法は、当初その目的というのは、農地だけでなく生活環境にも影響が出ておる獣害に対して、道路や民家周辺への出没を防ぐということで、安全な生活環境をつくるために地域全体を防護柵で囲む取り組みという形で現在に至っております、平成29年度からです。今辻内議員がおっしゃったように、これは吉野町鳥獣被害防止計画、3か年の計画でございます。今の計画が令和3年、4年、5年と、そしてちょうど、来年5年度が見直しの年度になっております。実際に柵の支給地域に、地域全体を囲んでくださいということで、各協議会にお話をして支給をさせてもらっている中でも、

やはり地域の個人の連畑を囲む方法とか、そういう補助はないですかという問い合せやご意見はちょうだいしております。ですから、令和5年度が今回の一区切りであるというとらえ方で、次の6年度からの3か年については、そういうような方向に転換をしながら、個人設置の補助も視野に入れて検討していく必要があると考えております。

ただ、その辺につきましては今、各地域にございます、鳥獣被害防止対策協議会と十分調整を図って、地元の意見も聴取しながら考えてまいりたいと思います。以上です。

野木議長

辻内議員。

辻内議員

獣害対策について最後のまとめとしまして、乾課長のことは私よく知ってます。来年の3月で定年を迎えられます。最後、吉野町に俺はこれを残したんだということを、きっちりと仕事をしていただいて、定年を迎えていただき、これは乾課長が残してくれたと町民がみんな喜ぶ、そういう仕事を3か月間必死にやっていただくことをお願いいたしまして、一つ目の質問を終わらせていただきます。

二つ目の質問、デマンドバスのさらなる利便性について質問させていただきます。デマンドバスは、非常に便利だと言う声をたくさん聞きます。ただ一方で、南奈良総合病院へ行ってほしい、あるいは大淀のライフまで行ってほしいという声もたくさん聞きます。

まず1点目の質問ですが、役場はデマンドバスに対する関するアンケートを、 全員じゃないみたいですけども取っておると聞いております。その中で、デマンドバスに対する要望はどういう項目が多いのか、今分かる範囲で結構ですのでお願いいたします。

野木議長

山本協働のまち推進課長。

山 本

デマンドバスの運行につきましては、令和3年7月の実証試験運行から始ま

推進課長

協働のまちりりまして、令和4年4月本格稼働ということで、現在有償運行をしているのは 皆さんご存じのとおりでございます。半年が経過いたしました今年の9月に住 民アンケートを実施させていただいております。登録されてる方に対しては 700 の表を配って 468 表。大体 66.4%をご回答いただいておりますので、そう いったアンケートのお答えの部分をいくらか紹介させていただきながらご質問 にお答えさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

> アンケートの途中集計ではありますけれども、「デマンドバスになって便利に なった、ありがたい」というような意見がご指摘のとおり多数寄せられており ます。「利用したい時間体に利用できるので便利だと思うという」そういうふう なご意見「そう思う」もしくは「ややそう思う」というような意見が全体の89% であったり、また、「行きたいところに行けるということから便利だと思う」と いうような意見も全体の88%、「近鉄電車への接続・乗り換えが良くなったと 思う」というご意見も全体の45%をいただいているところでございます。それ から、これまでに寄せられておりました予約の煩わしさ、また、その都度の予 約が面倒だという意見につきましても、「利便性のためにはやむを得ない、仕方 ない」と答える方が、今では8割を超えておりまして、また、「思ってたよりも 簡単に予約が出来た、慣れてきた」という方も、ほぼ全体を占めるに至ってい るということがアンケートから読み取れております。ただ、しかしながら、僅 かながら面倒だと感じるという方々の意見も一割を超えます13%、そういった 声があるということを確認しております。

> 次に、住民の要望ということで、運行システムに対しまして改善を求める要 望・意見でございますが、主なものといたしましては、「病院等診察後の予約、 帰りの便のほうが取りにくい」もしくは「時間がかかる」「早朝や夜間など運行 時間の拡大が出来ないか」というようなご意見、それらのほかにご指摘ありま した「南奈良総合医療センター及び大淀町商業施設などへの乗り入れ」そのよ うなことが出来ないかという意見も要望として上がっていることを確認させて いただいております。以上です。

野木議長

辻内議員。

辻内議員

最後におっしゃってくださったことが、要は吉野町外に行くということなん ですけども、私の耳にもよく入ってきて、私自身は自分なりに勉強して、デマ ンドバスが町外に行くことのハードルの高さというのは理解してるのですけど も、CVYを見ている方に簡単に、山本さんいつも難しいから、答えが簡単に分 かるように、なぜ簡単に町外に行けないのか、そして、そのハードルを乗り越 えるためにはどんなことをしないといけないのか簡単にお願いいたします。1 分ほどでお願いいたします。

野木議長

山本課長。

山 本 推進課長

吉野町のコミュニティーバス、スマイルバスでございますが、こちらは、奈 協働のまち 良交通の路線バスが撤退、廃止されたことにより始まったということで、自家 用有償運送ということで特別に市町村に運行が認められております。その道路 運送法施行規則第49条という中には、過疎地域、その他の交通が著しく不便な 地域において行う地域住民と、またはその他の当該地域を来往する者の運送と いうことでは交通空白地、つまり、その区域を運行する鉄道やバス、それから、 タクシーなどの旅客運送事業者が存在しない場合に、初めて自治体、それから NPO などの非営利活動法人などによって運行することがやむを得ないと認めら れた場合に運行する区域、例えば吉野町であったり、大淀町であれば、大淀町 の交通協議会、そこには交通事業者さんや住民や国の職員も入ってなのですけ ど、そこで協議を行って、その結果、認められた場合に初めて運行ができると いうことになります。

> コミュニティーバスというのは、隣接市町村へ乗り入れようとした場合に吉 野町の交通事業者もそうですけれども、隣接する市町村の方々には大きな影響、 つまり交通ネットワーク、既存のネットワークに対して大きな影響を及ぼす関 係から事前に協議をして了解を得てくださいという、そちらが必須条件となっ ているということでございます。

もう少しすいません。ただ、これまでに南奈良総合医療センターのほうが開

院した 28 年 4 月、それまでに、またそれ以降に続きまして、ずっと町としても 吉野町のスマイルバス乗り入れ出来ないかということで協議は進めてきたわけ ですけれども、残念ながら交通空白地域ではない、つまり近鉄の鉄道も走って ますし、コミュニティーバスも走ってるし、タクシーの事業者さんも営業して る、だから駄目ですと、交通空白地ではないということでその許可が得られて ないということ、協議会の承諾は得られてないということで運行することが非 常に難しいという状況になっているということでございます。

野木議長

辻内議員。

辻内議員

私の理解していた内容とほぼ同じと。ただ、お願いしたいのは諦めないでやっていただきたいと思います。

実際、越部駅からライフまで歩いて買い物に行かれてるお年寄りの方おられるんです。本当に大変なことで、私も自分で歩いてみたんですけども、何も持ってなくても、たいがい距離あるなと思うのに、あれに買い物をして、行って帰って来るってすごく大変なので、ぜひしていただきたいです。

少し話変わるんですけども、ライフのことで一昨年、社会福祉協議会がライフへの買い物バスを始めるということで、ハイエースの購入予算を議会として承認したんですけども、この買い物バスっていうのが実現してないというのはどういうことですか、吉村課長お願いします。

野木議長

吉村長寿福祉課長。

吉村長寿

辻内議員からの質問についてお答えします。

福祉課長

まず、社会福祉協議会が事業展開する買い物バス事業の状況についてご説明させていただきます。

この買い物バス事業の実施目的なのですが、ひとり暮らしの高齢者等で買い物に不便を感じている方を大型スーパー、一か所で食料品、日用雑貨、衣料品、 医薬品等が調達できるお店へ送迎することで、外出支援や参加される方々との 交流の機会を創出して、閉じこもりの防止や介護予防が期待されるもので、また、社会福祉協議会の職員とのかかわりから、悩み事や困り事等の相談の場、早期発見の場へとつなげるものでございます。

対象者ですが、地区民生委員さんが把握している買い物に不便を感じておられる 65 歳以上のひとり暮らしの高齢者や高齢者だけの世帯、また障害者でなおかつ、自力で車への乗降、店内の移動が出来、自らの判断で買い物ができる方を対象とされております。

実施方法につきましては、地区民生委員さんが対象となる方に対しまして、 この買い物バス事業の案内及び利用希望の聞き取りを行い、その上で実施日時 等を調整し、民生委員さんまたは地域ボランティアさんが同行して、移動中の 安全確保及び買い物の補助を行うものでございます。

実施状況をなのですが、先ほども話もありましたように、昨年の3月に車両を購入されました。そして、4月の下旬に開催されます民生委員全体協議会において、この事業の趣旨説明を行う予定でありましたが、ご存じのとおり新型コロナ感染拡大第4波、第5波のため、全ての会議が書面開催により事業そのものが見送られたということになっておりました。試行的にでございますが、上市地区民生委員さんに事業説明を行いまして、対象となる方に利用希望をとり、昨年の12月13日に大淀町のライフに行かれております。上市地区ですので、集合・解散場所は吉野町役場前、利用料金が無料、利用者が5名と聞いております。利用者の感想は「バスの中で皆さんとお話が出来て大変楽しかった」と概ね好評を得ておるという報告を受けております。

その後なのですが、本年の1月から9月にかけて新型コロナ感染拡大第6波、 第7波によりまして事業実施を見合せております。

今後の実施について、実は昨日3年に1度の民生委員の一斉改選によりまして、新たな体制・活動がされることに伴いまして、昨日全体協議会において買い物バス事業の説明を行ったところでございます。本月から各地区の民生委員さんと協議を行いながら、新型コロナ感染拡大の様子を見ながら各地区ごとに順次再開するということを聞いております。以上でございます。

野木議長

辻内議員。

计内議員

ありがとうございます。ちょっと時間がオーバーしますので、最後のコミュニ ティーバスというか、デマンドバスについて質問いたします。

宇陀市や桜井市のコミュニティーバスとの連携ということで質問書に書かし ていただいているのですけども、桜井市の多武峰線は桜井駅まで1日 10 便ある のですね、往復それぞれ行き 10 便、帰り 10 便。これをデマンドバスとつなげ ば、桜井駅前は買い物に便利だとは言えないのですが、電車がすごく速くなる のですね。大学生なんかは、9時台の特急で大阪とか京都行ってる、吉野町も 大学生になったらみんな出ていくのですけども、桜井のコミュニティーバスを 使えることによって、大学生も出て行くのを少し時間おくらせることが可能だ と、桜井市も宇陀市もコミュニティーバスは吉野町民が乗ってもいいというこ とは、私調べてわかってます。そういうふうな方向というのは、今、検討され ているのか、もしくはしてなかったらしていただきたいというお願いになるん ですけども、いかがですか。

野木議長

山本協働のまち推進課長。

山 本 推進課長

宇陀市、桜井市などへ乗り入れについてでございますけれども、先ほど、大 協働のまちに 淀町への乗り入れ例で困難だということを説明させていただいたのと同様の手 続が当然必要となってまいります。

> ただ、違うのは鉄道の路線がなかったり、その区間、バスの路線がなかった りということで、幾分ハードルというのは低くなるのかということで認識はし ております。

> 実際に料金のほうを調べてみますと、駅まで行くことは出来なくても、乗り 継ぎという部分でいった場合、桜井側について言わしていただければ、多武峰 から桜井駅南口までの料金が440円かかります。ですので、その料金的な部分 の負担を考えますと、所要時間は20分ぐらいということを確認しております。 そして、通勤通学となりますと、どうしても定期の対応になるのですが、バス

の料金というのは非常に鉄道に比べて割引率も低いものですから、費用負担的 な部分からいくとなかなか難しいのかなというような状況があろうかと考えて おります。仮に連携出来て、そのルートが確認、進められたとしましても、そ れに対して費用的なものも当然伴ってまいりますので利用状況、また利用者の ニーズ、そういったものはどれがあるのかという部分を十分確認させていただ きまして、必要に応じて検討をしていきたいと考えております。以上でござい ます。

野木議長

辻内議員。

辻内議員

時間が来ておりますので、最後にまとめさせていただきます。

先日、報道で97歳の方が車を運転していて、不幸にも事故を起こされたとい う報道がございました。

吉野町内を見ましても、私の近所にもおられるんですけども、90歳の方が運 転しておられるというのが現実でございます。単に免許の返上ということで、 その裏には生活の不便さ、それを改修していかないと住民の安全が守れない、 生活が守れない、結果として、さっきの上滝議員の一般質問にありました、人 は出ていかないと生活出来ないと。これ町長、1丁目1番地に交通課題を挙げ ておられます。確かに、1丁目1番地の1番、2番は済んだでしょう、でも1 丁目1番地は10まであるんやと。こういうふうに思っていただいて、やっと1 丁目1番地の2まで済んだ、あと8残っていると、こういうつもりで、コミュ ニケーションバスというかデマンドバスというか交通をよろしくお願いいたし まして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

野木議長 | 続いての一般質問の準備をさせますので、自席で待機願います。

再開いたします。

続いて、上佳宏議員より出されております

(1)旧吉野小学校の民間利活用について の一般質問をお願いします。

上議員。

上議員

3番 上佳宏です。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、先日の委員会でも少しお話がありましたけれども、私も地元で、旧吉野小学校の跡地について民間に利活用をお願いするという話までは浸透しておるところではありますが、実際先日私もグラウンドゴルフ大会に出場させていただいたという経緯もあります。地域の少年サッカーや野球というのが土曜日・日曜日に行われていて、その方たちが「今後は我々はどこに行けばいいんだ」というお話をよく聞いています。

当然ながら、これは利活用のときの発注要件にも恐らくかかることでしょう し、やはりこの辺でどうしたいんだというのを方向づけて、皆さんにご説明し ていただいたほうが良いかと思っています。

まずは、そういう決まってないこともたくさんある中で、この代替地とか、いつごろからそれを使えるようになるのかというようなことを教え願えませんでしょうか。

野木議長

中井町長。

中井町長

上議員の質問にお答えをさせていただきます。

民間活用の中で、当然、従来の野球もそうです、私も見てますんで、活用されてます。

その中で2つポイントがあるかという思います。

一つは、グランドは安全・安心を守っていくための避難所、ドクターへリの ランデブーポイントである。これがまず一番、安全面で大きいかなと思ってま す。これも、3月の利活用方針の中で安全を担保する条件の一つとして、ラン デブーポイントとして設定することを条件に入れていくということを入れさせ ていただいてます。地域活動としても、既存の学校の場所を利活用する団体などを全部整理させていただいてまして、支障のない限り住民が活用できるようにしていくというのが、これも利活用方針にさせていただいています。

なぜそういうことを言うかといいますと、二つの小学校が小中一貫校で終わりました。やはり、長年の地域との距離感、そして、官民連携と私言っていますので、この共創の場としても、そういう関係は持っていきたいという中で条件設定の中にそういった、可能な限り出来るような提案を優先させたいということで、今の段階ではそうさせていただいています。

今後、いろんな条件でしていったときに、いろいろな案が出てきたときは、 住民の有益性がさらに超えてくる場合の提案があった場合には、そこは対比し ながら代替地を持っていくかとかいう形は、その都度、町民の有益性、利便性 を比較しながら考えていきたいなと考えています。

野木議長

上議員。

上議員

今のお話では、出来る限り残したいが、民間の利用の方針だとか方向性によっては、代替地を用意するということの理解でよろしいですか。

野木議長

中井町長。

中井町長

当然、今の基本的な活動がございます。

吉野町にも当然、吉野北で活動してること、運動公園という施設もあります。 ここは、そこをしっかりと比較しながら、まずは優先的にはそこでの活動を優 先したい。

ただ、代替地としては、町として責任を持って進めていきたいということで、 そのような方向でこれからの条件と、そしてまた企業が、どういうところがく るかは別としても、しっかりと軸に置いていきたいと思っております。

野木議長

上議員。

上議員

例えば、運動公園に移動するとなっても、運動公園も年間計画で抽選でやっておられるし有償利用ということもあるので、地域の小学校を土日に使うというのは無償で、しかも集まりやすいという利便性もあった。そういうことも十分考慮していただいて、次のステップに進んでいただけたらと。もしも駄目なときは、必ずその代替地を何か、無償で使える場所を提供していただくというのが一つ大事なことだと思いますので、そこも受け止めていただけたらと思っています。

旧吉野小学校では、私は地元なので、よくいろんなお話を聞くのですが、例えばの話ですけど、神社があるのですが、神社のほうに道を抜いて、小学校の中を通れるようにしてくれないかとか、そんな要望も地元から聞いたりしました。そういうことも色々な計画の中に多分あると思うのですが、あのエリア、なかなかこの細いエリアを通っていかないといけないので、製材所の横とか神社の横を。あれが、ちょっと道を広げるという話も、私も相談させていただいていますけれど、なかなか前へ進んでないというところもあって、新しく迎えられる民間がどうやって地域と混ざっていくか、交流していくかということに関しては、大きな目線でまちづくりの視点を持っていただけたらありがたいなと思っています。そういう意見もあったということで。

もう一つ、これは先ほどの話にも少し出ていたんですが、ドクターヘリの発着が非常に多い場所だと私も思っていまして、私も日中しか使われないドクターヘリでも数回見たことがあります。

これは、当然ながら小学校の校庭ということで、車も停まっていないし、砂ぼこりが上がることもないですし、ちょうど高圧線も走ってないというのもあって、河原の横だというのもあるからだと思うのですが、降りやすいのだろうなと思います。そういうことで、恐らく利用回数は吉野町の中でも断トツに高いんじゃないかなと思っています。これをどこにするかは、少なくともこの事業がどうなるかとは別の問題で、命を守る上でかなり重要なところだと思うので、そこをどうこれからしていかれるのかというご意見だけお願いします。

野木議長

中井町長。

中井町長

先ほどの安全・安心というのが、私も1丁目ということでお話をさせていた だきました。そういった意味でいうとドクターヘリ、これは南奈良の緊急輸送 とかのデータを見ますと、非常にドクターヘリに助けられてるというのは、や はり一番大きいと思ってます。

それと同時に、いろんな災害も含めてですけれども、やはりヘリというのは 一番の緊急時に対応できる。ですから、事業者の募集要項には、そういう形で ランデブーポイントとして活用してくださいというのは、間違いない形でして いきたいと考えています。

野木議長

上議員。

上議員

そこが、恐らく民間ですから、その小学校の建物を果たしてどうやって使うのかどうかということとか、いろんな誓約になってしまうので、その難しさも当然あるとは思うのですが、近くに広場があって、Hを書けるほどの30メートルの円があるとか、そういうところが本当に確保できるのであれば、そちらを先に確保していただいたほうが、民間に任せてからどのように使われるかわからないところがやはりあるので、我々としては安心なんですね。そういうことをご検討いただいた上で、少なからずドクターへリに関するところは最低限、まずはご検討いただきたい。その先のところは、徐々に民間の方とご相談いただきたいとそのように思います。よろしくお願いいたします。以上です。

野木議長

本会議の会議中ですが、会議開始から間もなく 50 分を経過しようとしております。

ここで、新型コロナのウイルス感染症拡大防止対策における議場の換気のため、休憩といたします。

再開は2時からといたします。

(午後 13 時 46 分 休憩)

(午後 14 時 00 分 再開)

野木議長

再開いたします。

続いて、藤本昌義議員より出されております

(1) これからの町行政サービスの展開について

の一般質問をお願いします。

藤本議員。

藤本議員

1番 藤本昌義でございます。

一般質問の許可をいただき、ありがとうございます。

まず私の質問内容ですが、これからの町の行政サービスの展開についてということで、住民の皆様への直接的な行政サービスを中心にお聞きいたします。

まず、私の質問の背景を申し上げますと、9月24日の新庁舎に係る住民説明会、そして、10月10日から10月15日まで各地区の説明会がありました。そこでは当然、新庁舎移転の話になりますので、その移転先の説明がメインでありました。当然、それはそれで良いのですけども、そのことばかりに焦点が集まりまして、これから私たち住民の皆さんは、どういったサービスを今まで以上に受け入れられるのかというのがなかったものですから、候補地に焦点をあてられたので不満とか不安、もしくは困惑しているように私は察しました。ですから、吉野町がこれから住民の皆様への行政サービスをどう展開していくのかっていうのを、町長の口からはっきりとお聞きしたいと思ったのでこの質問です。

そして、また9月の議会で「吉野町デジタル変革条例」が制定され、これからデジタル化を駆使してやっていくわけですけれども、町長がよく言うDX、要はデジタルトランスフォーメーションですが、これの定義というのが、要はデジタル技術を浸透させることで人の生活をより高いものへ変革して、そして、

難しいですけども、既存の価値観や枠組みを根底から覆すような革新的イノベ ーションをもたらせるとか、そんなふうに書いてございます。これだけ見たら、 どんなふうに変わるんやろうと期待がされるわけなんですけれども。そして、 今回の質問というのが、新庁舎はもう僕はどこであっても良いと思うので、要 は、新庁舎にも行かなくてもいいような住民サービスの提供をしていただきた い。要はこれから3、4年先、もしくはもうちょっと長いかなと思うのですけれ ども、住民の皆様に対して町の行政サービスを「どこで」要は(場所)ですね。 「どんなサービス(内容)」そして「どんな方法(手段)」を提供していくのか。 また、今までにない新しいサービスの提供、もうこれを出来たら具体的な、な かなか町長の口から申し上げにくいところもあろうかと思うのですが、必ず出 来るという約束をお願いしているわけではなくて、こういうところを目指して いきますよと。だから、住民の皆様が「町長さん、そんなん考えてはるんや。 それやったら役場行かんでも出来るんやね」とか安心をもたらしてくれるよう な、そういうご回答をお願いしたい。その中には、当然デジタル的な内容のも のもあれば、私はもっとアナログ的なものを残す必要があろうかと思います。 例えば、先ほど定年の延長化というのがあって、ますますその役場のベテラン の皆さん、特にあちこちの課を渡って、オールラウンドプレーヤーみたいな人 が居ていて、その人たちがもっと活躍できるような中身をつくるとか、そうい うこともアナログ的な話になりますが、そういうところを町長のお考えをお聞 きしたいと思います。

野木議長

中井町長。

中井町長

藤本議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

新庁舎に絡んで、どんな行政サービスができるかという質問かと思います。 当然、どこを目指してやっていくかというところが一番大事であって、そこ からバックキャスティング、戻していって3年後、5年後という形で蓄積出来 たらなという形も含めて少しお話をさせていただきたいと思います。

当然、デジタル変革条例、革新的に大きく変わる、これはコロナ禍が続いて

まして、特にデジタルが加速したというところもあろうかと思います。その中で、従来の行政サービスというのは、当然役場というところがありまして、そこに来ていただいて全てを解決していくというパターンかと思います。それは、住民票であったり国民健康保険、税であったり、そういうふうな申請書類も含めて役場でしていくというのが従来の形かなと。ちょっとずつ変化しまして、住民票とかもコンビニで取れるようになったりとか、少しずつ取れる場所が増えてきたりとかしてます。ただ、大きくは革新的な変化というのは、まだ起きてないのが今の状況かと思います。

そこで、DXでどういうふうに変わっていくんだろう、それに応じて役場の行政サービスというのはどう変わっていくかということを少しお話させていただきたいと思います。これは、当然これから来る未来のこともありますし、デジタル庁やいろいろな全国の自治体の先進的な今の動きも含めて、少しお話をさせていただきたいと思います。

基本的には今、当然役場というところに基幹系システムがありまして、そこにサーバーがございますので、全部そこでしか基本的には申請書が出せないというのが現状です。

これが、その中から少し進化して北海道の北見市とかというのは、役場に来ても書かせない、来させない、手続が要らないという形でオンライン化を少しずつ進めていって、来たらそういう形で対応していくと、どちらかいうと非接触でもいろんなことが対応できるというのが、少し進んできているところかと思います。

その中で吉野町の場合は、先ほどからのいろいろ一般質問でもございましたけども、やっぱり地域事情というのがありまして、面積的には非常に広くて、その中でも移動しないとなかなか役場に来れなかったりとか、その移動手段もデマンドが出来て、少しは利便性が高まりましたけども、やっぱり今回の新庁舎の件でデータ分析しても、やはり高齢化率が57%とか65歳以上の方々が特に増えている地域がたくさん出てきました。これを解決しようと思うと、やはりできるだけ近いところで行政サービスをしてあげるというのがこれからの目指すべきところかと私は思ってます。そういう意味でいくと、これからのデジ

タルというのは、アウトリーチ型という形で出向いてそのサービスを提供できる、これが一番大きな目指すべきところかと思ってます。イメージ的には出張の行政サービスができるという形を目指していきたいと思ってます。これは、DXのいろいろな中でも各自治体でも研究に入ってまして、2040年というのは、もう大体の人数も見えてくるとこかなと思います。吉野町でいくと大体3,800という数字が出てます。

そのときに、できる限り 20 年間の中で一つよりも二つ、二つより三つという拠点の中で行政サービスを提供できる形をとれたらという思いもございます。これは、基幹系システムからのクラウド型と言いまして、どこでも仕事ができるという形の仕事に、これから恐らくもっと加速していくのではないのかと思ってますので、そこで、できるだけ近いところで、行政の一番、このアンケートにもありましたけども、住民票であったり、国民健康保険であったり税であったり、そういうことが少しでもできる形を目指していきたいないうのが一つです。

それと同時に、先ほどのアナログの部分でございます。ここが、私は地方では一番大事かなと思ってます。特に、高齢化率が高くて、さっきの獣害も含めると、現地でやはりいろいろなことをできる時間をとりたいと思っています。できるだけデジタルで職員の業務効率を上げながら余力を作って、その対面である程度できる形をつくっていくことが一番大事かなと。そのためには、病院で例えると総合医というのがもうあります、今までは専門性で能力を高めていくというのも大事ですけれども、やっぱりそういう出向いてできるっていうことは総合医的な職員の能力を高めながら、広く全般的に理解できる人も増やしていかなあかんかなと。そこで、アナログの対面的なサービスを提供できるということが、一つの町民の安心感になるかなと。出来ればそういう形に持っていけたらというのが、2040年に向けての段階的に国の制度を活用しながら、地方の自治体のモデルも参考にしながら出来たらなと思っています。

それのイメージをつくるには、まず段階的に、前回の総務文教厚生委員会でも一つの基本的な安全を担保できる庁舎ともう一つは、今までの行政サービスができるイメージをつくってあげないといけないと思ってます。そういうこと

を少しずつできるというイメージをつくりながら、2040年の行政サービスの在り方に目指してまいりたいなと思ってます。

野木議長

藤本議員。

藤本議員

お話はなかなか、よく分かるようでわからない。やっぱり町長のお話なので、 具体的になかなかおっしゃらないというのは、これは首長としての言葉の重み というのもあるのですが、私「ついでサービス」という言葉を使って、吉野病 院行ったついでに書類を取りたいとか、税の相談をしたい、これは例えば、運 動公園へ行ってスポーツの後にそういうサービスを受けたいとか、要は「つい でサービス」2回行かなくても1回で済むというふうな、ましてや役場へ行か なくていい、何か相談事したくても、もう行くの遠いしなあというときには、 オンラインのテレビみたいなのがあって、そこでリモートでどこそこの課長と 話できるとか、もしくはそこにはベテランさんが居て、一般的なことだったら 何でも相談を受けますと。特に、深みにはまっていくような話になったらオン ラインでするとか、そういったことというのは数年先にはできるんでしょうか。

野木議長

中井町長。

中井町長

恐らく、ちょっと表現の仕方が違うだけかなと思ってます。

今の吉野町の行政機関というのは本庁がありまして、出先機関があったりします。そこでもそういうふうなことが、多分、藤本議員おがっしゃるのは、ついででいろんなことできるというイメージかと思います。恐らく、そういう形の拠点を何個つくるかだと思うのです。当然、約120という職員数出てますけれども、これは2040年だったら人口は3,800で、そうしたらそれが半分でいけるかどうかというのも微妙なところがあります。そのときに、どういう分散の仕方をするかだと思うのです。バランス良く、例えば60やったら、3か所20人でするか、もしくは10人ずつで出来るかとか、そういうことも含めて、何個かの拠点で同じようにそういうサービスで出来んことはないかなと思います。

それと同時に、全部補うことが無理であれば出向いてサービスが出来る、例えば、公民館のところにパソコンを持っていったらそういうことが出来るとか、そういう形はこれから絶対出てくるのではないかなと私の中では感じていますので、ずっとそこで拠点としてついでで取るか、もしくは、そこに行って行政サービス出来ますとか、それも含めてのこれからのデジタル社会の中での行政サービスというのを目指していきたいなと思ってます。

野木議長

藤本議員。

藤本議員

要は、デジタル技術を駆使して、当然それによって役場の職員の皆様の業務 の効率化を図って、その空いた時間をもっと深い部分の業務に充てる。それも、 一つのデジタル化の話になります。当然、そのためにはハードの整備、ネット ワークの構築も必要ですし、今すぐ出来ることではないと思います。そういっ たデジタル機器を使って、もうこれは本当にアナログ的な出張サービスでも、 月曜日にはどこ行きますと事前に要望があったところには行きますとか、そう いうサービスでこれから65歳定年でも、65過ぎてもまだまだ働ける人、経験 持った人が居ていて、その人たちをまた役場の職員ではないかもわかりません けども雇用をして、そういう人たちをうまく使っていって、出来るだけ住民の 皆様が動かないで良いようなサービス、動きたい人もやっぱり中にはいます。 直接お話しして、人の温もりを感じながらお話したいという方もいらっしゃる。 そういう方はどんどん来ていただきたい。来るに当たってのサービス、デマン ドバス。先ほど、辻内議員のデマンドバスがあったのですが、私はまだデマン ドバスを実証実験済んで、今年から本格化稼働なのでまだ先になるのですが、 またバスが必要になったとき、もしくは更新時期になったときに小型の車、軽 でも構いません、そうしましたら、今は入れないような道、止めて対向出来る ような場所、Uターンできる場所が要るということで、細い道なかなか入って いけません。一度にたくさん乗られていない場合も見受けけられるので1台や 2台、小さなバスで燃料費のあまりかからないものもしていくことが脱炭素社 会ということにも関わってくるので、またそのデマンドバスの更新時期、もし

くは、どんどん利用が増えてきてもう一台欲しいときには、そういった小型のものも用意して、より多くの住民さんへサービスをやっていきますというようなそういう方向性を打ち出していただいて、そういうサービスを吉野町は考えているんやということを、もっと住民の皆さんにアピールすべきだと思います。だから、どんなことをしてくれるのか分からないのに、移転先ばかりが先走っていて不安ばっかりになってきたと思うのです。ここに、総計のやつがあるのですけど、書いてあることを見たらなかなか分かりにくい。だから、もう少し簡単で良いので「吉野町はこういうのを目指します」「こんなことができるようになります」「こんなサービスを考えてます」というような、そういうのをもっと打ち出していってほしいと考えています。

野木議長

中井町長。

中井町長

今、できるところから一回イメージをつくっていくというのも大事かなと思ってます。

先ほどの辻内議員の一般質問の中でも獣害のことも話がありました。モデル的にやっていくという、これも今、職員の中でテレワーク的に移動しながら仕事ができるという、これもどこまでできるんやろうということも、もう少しやりながらその課題も見つけていくというのも一つかなと思いますし、デマンドの件に関しては2通りありまして、多分、行くとこというのは病院が1番多いかなと思います。やはり町内っていうのも、やっぱ吉野町の中でお金を落とすところ、その拠点がやっぱり少ないということも大きな原因かと思ってます。この広い吉野町の中で、従来からよくコンパクトシティという形で一つに集約したらという話も流れの中にはありました。当然、地区の説明会でもありました。ただ、私は今回の庁舎の件をやっていくときに、やっぱりこの広い吉野町の中で、それをしてしまうと必ず置いてきぼりになるやろなという危惧もあります。獣害のことも、いろんなことも。ですから、最低限の拠点はやっぱりつくるっていう、あえてつくるということをやることによって、お金を落とすところそれと同時に、行くところの拠点を増やすことによって、お金を落とすところ

をつくるというイメージをつくってあげたいなと思っています。

そういったときに、今アンケートでどれだけを小型で対応するかというのを、少し町民さんの意見であったり、担当課と状況を把握しながら、今の状況で足りてるのか、もしくは、拠点が増えてくると利用頻度が上がってくると思うので、そのときに投資費用額とそれによる経済力とを比較して、ここまでやったら投資できるのではないかというのもやっていきたいと思います。そのときには、官民連携とか公民連携。これも従来から、もう行政だけではなかなか厳しいと。ですから、企業との連携の中で、そういったところも多少支援できる方策はないかということも模索しながら、少しでも町民の皆さん方の利便性であったり楽しみ、それもつくっていけるような形でこれから考えていきたいと思ってます。

野木議長

藤本議員。

藤本議員

最後になるのですけども、先ほど私は具体的なサービス、直接的な。最後に間接的な話になるかもわかりませんけれども、要はハード面の費用をできるだけ抑えていただいて、住民さんに直接サービスをより良いものが提供できるようなところに、もう少しお金をかけられるような行政サービスの在り方を目指していただいて、私の質問を終わります。以上です。

野木議長

一般質問を終わります。

本日の議事日程は全て終了しました。

5日から常任委員会特別委員会を開催いたしまして、付託案件等の審査をお 願いしたいと思います。

各委員会の日程を申し上げます。

3日 休会

4 日 休会

5日 午前10時 総務文教厚生委員会

- 6日 午前10時 産業建設委員会
- 7日 午前10時 予算決算特別委員会
- 8日 予備日
- 9日 午後3時 本会議(第2日目)

5日から委員会には十分な審査を賜りますようお願いいたします。 本日はこれをもちまして散会することにいたします。 ご協力ありがとうございました。

(午後 14時 20分 散会)

令和4年第4回吉野町議会定例会会議録(第2日目)

- 1. 招集年月日 令和4年12月9日
- 2. 招集場所 吉野町議会議場
- 3. 開会時刻 12月9日 午後3時5分開会
- 4. 応招議員 1番 藤本昌義 2番 辻内正誠

3番 上 佳 宏 4番 下 中 一 平

5番 山本義史 6番 上滝義平

7番 野木康司 8番 中西利彦

9番 西澤巧平

- 5. 不応招議員 なし
- 6. 出席議員 応招議員に同じ
- 7. 欠席議員 なし
- 8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職、氏名

町 長 中井章太 副 町 長 和田圭史 育 教 長 土居 正明 参 事 黒 田 祐 介 政策戦略課長 総務課長 计 中哲 批 小 西 修 司 戸 毛 祥 博 協働のまち推進課長 山 本 剧山 町民税務課長 森 脇 登 志 男 長寿福祉課長 吉村 直 樹 暮らし環境整備課長 農林振興課長 乾 悌 産業観光課長中 尾 勇 教育次長 上 林 勝 則

9. 本会議に職務のため出席した者の職、氏名

局 長 坂本やよい 主 事 川崎由果

10. 議事日程

日程 1 委員長報告(総務文教厚生委員会・産業建設委員会・予算決 算特別委員会)

日程2 議第41号 職員の高齢者部分休業に関する条例を制定することについ

7

日程3 議第42号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例 の整備に関する条例を制定することについて

 日程4
 議第43号
 吉野町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を制定することについて

 日程5
 議第44号
 吉野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて

日程6 議第45号 吉野町辺地総合整備計画を策定することについて

日程7 議第46号 令和4年度吉野町一般会計補正予算(案)第10号について

日程8 議第47号 令和4年度吉野町水道事業特別会計補正予算(案)第1号について

追加議案等

日程9 議第48号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及 び吉野町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正す ることについて

日程10 議第49号 令和4年度吉野町一般会計補正予算(案)第11号について

日程11 常任委員会の閉会中の所管事務の調査について

日程12 議員派遣について

11. 本日の会議に付した事件 議事日程に同じ

12. 議事の経過は次のとおり

野木議長

ただいまの出席議員総数は9名でございます。

定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程1 12月2日の本会議で、各委員会に付託した議案等の審査結果等について、委員長報告を願います。

まず、総務文教厚生委員会 西澤巧平 委員長にお願いします。

西澤委員長

総務文教厚生委員会の委員長報告を申し上げます。

本定例会におきまして、総務文教厚生委員会に付託されました議案等の審査並びに結果につきましてご報告申し上げます。

本委員会は、12月5日午前10時から理事者に出席を求め開催いたしました。 まず、総務課所管の議第41号「職員の高齢者部分休業に関する条例を制定することについて」は、地方公務員法の規定に基づき、年齢が55歳に達した職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるための制定であるとの説明を受け、審査の結果、本条例制定案を承認することといたしました。

次に、議第42号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて」は、地方公務員法の一部改正により、職員の定年年齢の引上げ、管理監督職上限年齢制の導入、定年前再任用短時間勤務制の導入や暫定再任用制の導入等にあたり、関係する本町の9つの条例について所要の改正をするための条例制定と1つの条例の廃止であると説明を受け、審査の結果、異議なく本条例制定案を承認することといたしました。

次に、議第44号「吉野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて」は、国家公務員の給与改正に伴い、本町の一般職の職員の給与を国家公務員の給与に準じたものとするための改正であり、給料表並びに勤務手当の支給月数を改めるための改正であるとの説明を受け、異議なく本条例改正案を承認することといたしました。

次に、政策戦略課所管の議第45号「吉野町辺地総合整備計画を策定すること

について」は、地域間格差の是正を図るため、令和4年度から令和8年度までの期間で、小名地区で交通体系、生活環境並びに消防施設等の整備を行うにあたり、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財源上の特別処置等に関する法律」による、特別な財政措置を受けることができるようにするための計画策定であるとの説明を受け、異議なく本案を承認することといたしました。

また、付託議案以外に町当局から報告並びに説明があった事項についてですが、教育委員会 教育総務課所管の「吉野町立認定こども園の将来的なあり方検討について」は、平成27年度に2つのこども園を開園し、「子ども・子育て支援新制度」のもと、質の向上を図るに幼児教育を進めてきたが、社会情勢の変化や多様化する保育のニーズに対応した、これまで以上のきめ細やかな幼児教育を推進するため、本町認定こども園の現状と課題及び政策を踏まえた将来的なあり方について検討を進めることとなったと報告があり、あわせて今後のスケジュール並びに保護者アンケートの結果について報告を受けました。

次に、長寿福祉課の「出産・子育て応援交付金について」は、国の少子化対策として、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるように、妊娠時から出産、子育てまで一貫した伴走型相談支援を充実し、経済的支援を図るため妊娠期に妊婦1人に対し5万円相当、出生児1人に対し5万円相当の支援をする交付金であるとの説明を受けました。また、この事業については、早急に実施する必要があるため、予算については専決で対応させていただきたい旨の説明を受けました。

以上が本委員会における調査、審査の結果であります。

なお、議会閉会中におきましても、本委員会の所管する事項について、継続 して審査できるよう申し出をいたしまして、総務文教厚生委員会委員長報告を 終わります。

野木議長

続いて、産業建設委員会 下中一平 委員長にお願いします。

下中委員長

産業建設委員会の委員長報告を申し上げます。

本定例会におきまして、産業建設委員会に付託されました議案等の審査並び

に結果につきましてご報告を申し上げます。

本委員会は、12月6日午前10時から理事者に出席を求め開催いたしました。まず、議第43号「吉野町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を制定することについて」は、事業実施区域の面積が500平方メートル以上の事業、土砂等の埋立てまたは盛土を行う土地の部分の高さを1メーター以上、または切土の高さが2メーター以上となる個所が一部でもある事業を対象として、事業主等の責務、許可の基準、また許可条件に違反した場合の改善命令、停止命令等について必要な事項及び条例に違反した場合の罰則規定を定めるための条例の制定であるとの説明を受け、審査の結果、本条例制定案を承認することといたしました。

また、付託議案以外で町当局から報告並びに説明があった事項についてですが、暮らし環境整備課所管の「燃えるごみ以外のごみ処理について」は、令和5年10月より吉野町単独処理になるため、本町のごみ処理方針に応じた、現吉野三町村クリーンセンターにおける既存施設や設備を活用し、安定かつ安全なごみ処理を目指し、引き続き検討を行っていくとの説明を受けました。

次に、「県域水道一体化に伴う基本協定、基本計画案について」は、奈良市が県域水道一体化について脱退したことにより、(仮称)奈良県広域水道企業団基本計画の内容の見直しと、令和4年10月時点での一本後の給水原価、供給単価の試算結果並びに今後のスケジュールについての説明を受けました。

次に、「令和4年吉野町水道事業特別会計(上半期)の決算について」は、 営業収益は8,398万9,125円で、昨年度比約46%の増、営業費用は1億5,420 万7,124円で、昨年度とほぼ同様であり、業務量は給水人口6,235人、給水戸 数4,596戸、有収率は83.44%で、昨年の同時期とほぼ同様であるとの報告を 受けました。

次に、町民税務課が所管する「河原町営住宅移転事業の進捗状況について」は、令和4年10月に全対象入居者の移転が完了したことと、年内完了予定であった解体工事については、物価高騰により工事費が不足したことに伴い、工期が3月末までとなること、解体工事後の次年度事業の整備方針について説明を受けました。

以上が本委員会における調査、審査の結果であります。

なお、議会閉会中におきましても、本委員会の所管する事項について、継続 して審査出来ますよう申し出をいたしまして、産業建設委員会委員長報告を終 わらせていただきます。

野木議長

続いて、予算決算特別委員会 中西利彦 副委員長にお願いします。

中

本定例会におきまして、予算決算特別委員会に付託を受けました議案の審査 副 委 員 長 並びに結果等につきましてご報告を申し上げます。

> 本委員会は、12月7日午前10時から理事者に出席を求め開催いたしました。 まず、議第46号「令和4年度吉野町一般会計補正予算(案)第10号につい て」は、補正規模は 5,427 万 1,000 円の増額で、予算総額を 60 億 6,711 万 2,000 円とし、歳入の補正は、「国庫支出金」については、社会福祉費負担金1,148 万円を含む 1,333 万 2,000 円の増額。「県支出金」についても、社会福祉費負 担金 574 万円の増額。「繰入金」は、有線テレビ放送基金繰入金 134 万 9,000 円、町営住宅改修基金繰入金 1,071 万 4,000 円の増額。繰越金は 2,313 万 6,000 円の増額でありました。

> 歳出の補正は、「職員給料費」について、人事異動・給与改定等に伴う各款 での増減で、総額 788 万円の増額となり、事業費の補正としては、「中央公民 館中継機器入替工事・番組放送機器修繕料及びスタジオ用空気清浄機の購入費 用」161万3,000円、「福祉事業所車両燃料費高騰対策支援金」147万8,000 円及び「障害事業所車両燃料費高騰対策支援金」3万6,000円、「障害者総合 支援事業で扶助費並びに返還金 | 2,877万6,000円、「吉野大峯地域文化財保 全事業補助金」300万円、「河原屋町営住宅移転に伴う住宅取り壊し工事費及 び借地料 1,078 万8,000 円の増額等であるとの説明を受け、審査の結果、本 補正予算(案)を承認することといたしました。

> 次に議第47号「令和4年度吉野町水道事業特別会計補正予算(案)第1号に ついて」は、収益的支出において、会計年度任用職員の増員と電気料金の値上 がりによる動力費の755万円の増額であるとの説明を受け、本補正予算(案)

を異議なく承認することといたしました。

以上、本委員会に付託されました議案等の審議結果について、予算決算特別 委員会委員長報告を終わります。

野木議長

上程議案の採決に入ります。

日程 2 議第 41 号「職員の高齢者部分休業に関する条例を制定することについて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「意 見 な し」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異 議 な し」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程3 第42号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について、意見を求めます。

(「意 見 な し」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異 議 な し」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 4 議第 43 号「吉野町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を制定することについて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「意 見 な し」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異 議 な し」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 5 議第 44 号「吉野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「意 見 な し」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異 議 な し」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程 6 議第 45 号「吉野町辺地総合整備計画を策定することについて」は、 先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「意 見 な し」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異 議 な し」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 7 議第 46 号「令和 4 年度吉野町一般会計補正予算(案) 第 10 号について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「意 見 な し」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異 議 な し」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 8 議第 47 号「令和 4 年度吉野町水道事業特別会計補正予算(案)第 1 号について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「意 見 な し」 の声あり)

意見がないようですのでこれで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異 議 な し」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

追加議案が提出されております。

日程9 議第48号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例

及び吉野町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて」を議題として、上程し、議案は事務局が朗読します。

(事務局朗読)

説明を求めます。

辻中総務課長。

进 中総務課長

それでは、議第48号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び吉野町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて」ご説明をさせていただきます。

議案書並びに議案説明資料の2ページをご覧いただきたいと思います。

今回の改正の趣旨につきまして、常勤の特別職の職員、吉野町議会議員の期 末手当の支給月数を一般職の職員の勤務手当の支給月数の改定を考慮し、見直 しを行うものでございます。

目的等につきましては、国家公務員の給与改定に準じた本町一般職の職員の 給与改定に伴い、常勤の特別職の職員及び吉野町議会議員の期末手当について 必要な見直しを行うためでございます。

根拠法令につきましては、地方自治法第 203 条及び第 204 条でございます。 改正する条例につきましては、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に 関する条例と吉野町議会議員の議員報酬等に関する条例の 2 本でございます。

改正概要につきましては、期末手当の支給月数の改正ということで、令和4年度につきましては、常勤の特別職及び吉野町議会議員、両者とも令和4年度第1条で12月期に0.05月引き上げるものでございます。また、議会議員につきましては第3条でそれが上げております。また、令和5年4月以降につきましては、第2条、第4条で、6月期に0.025月、12月期に0.025月引き上げるものでございます。

施行期日につきましては、第1条及び第3条の部分につきましては、公布の 日から施行。第2条及び第4条につきましては、令和5年4月1日施行という ことになっております。以上でございます。ご審議のほうよろしくお願いいた します。

野木議長

質疑を求めます。

(「質 疑 な し」 の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案は、会議規則を第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと 思いますが、異議ございませんか。

(「異 議 な し」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって議第48号について、委員会の付託を省略することに決しました。

議第48号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び吉野 町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて」意見を 求めます。

(「意 見 な し」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異 議 な し」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 10 議第 49 号「令和 4 年度吉野町一般会計補正予算(案)第 11 号につ いて」を議題として上程し、議案の朗読を省略して直ちに説明を求めます。

小西政策戦略課長。

小西政策 ただいま上程いただきました、議第49号「令和4年度吉野町一般会計補正予 戦略課長 | 算(案)第11号について」ご説明申し上げます。

本補正予算につきましては、議第48号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び吉野町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正することについて」可決いただきました、町議会議員の方々と常勤の特別職の期末手当に相当する予算並びに令和4年度から引き続き事業実施する令和5年度予算に関する債務負担行為の補正に関する事項についての補正予算でございます。それでは、本案に関する概要につきまして、お手元に配付させていただいております議案説明資料によりご説明申し上げたいと思います。

議案説明資料の3ページをご覧いただきますようお願い申し上げます。

まず、上段補正予算の概要でございます。第1条 歳入歳出の補正でございます。

歳入歳出にそれぞれ、先ほど議決賜りました第 10 号補正予算の総額に 24 万円増額し、補正後の歳入歳出予算額を 60 億 6,735 万 2,000 円と定めるものでございます。

第2条、債務負担行為の補正でございます。

現在進めております庁舎整備に関する事務支援業務として、庁舎整備計画策定委託について、令和5年度分としてその事業費812万5,000円を限度額として、また、本年度実施予定の小学校跡地利活用事業の支援業務として、学校跡地利活用アドバイザリー業務委託につきまして、令和5年度分として事業費1,097万1,000円を限度額として、2事業計1,909万6,000円を債務負担行為として追加するものでございます。

次に、歳入の補正でございます。

議案説明資料中段にお示しさせていただいております、繰越金で24万円をお願いするものでございます。

次に、歳出の補正でございます。

議案説明資料中段にお示しさせていただいておりますが、議会費 議会運営 事業 15 万円につきましては、議 48 号に関する議員各位の期末手当分、総務費 職員給与費 9 万円につきましても、議第 48 号に関する特別職の期末手当分でご ざいます。

次に、庁舎整備事業812万5,000円の減額につきましては、債務負担行為設

定に伴う庁舎整備計画策定委託料の減額、地域政策総務事業 1,097 万 1,000 円 の減額につきましても、債務負担行為に伴う学校跡地利活用アドバイザリー業 務委託料の減額でございます。

また、財政調整基金につきましては、2事業 計 1,909 万 6,000 円を追加する 債務負担行為の令和 5 年度分財源として、財政調整基金として積み立てるもの でございます。このような案件の部分でございます。

その様式の部分につきまして、地方自治法施行令の定める総務省令で定める様式に置き換えたものが、本定例会提出の補正予算(案)との様式の部分でございます。同様の内容となりますので、説明内容は省略させていただきたいと思います。

以上をもちまして、「令和4年度吉野町一般会計補正予算(案)第11号」の ご説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

野木議長

質疑を求めます。

山本議員。

山本議員

追加議案の議第49号をもって新庁舎の設定(案)というものを、吉野北小学校と中央公民館というその2案に絞ろうとしているのでしょうか。

野木議長

副町長。

和田副町長

お答えさせていただきます。庁舎の選定につきましては8月から4回、臨時 の総務文教厚生委員会、あるいは、定例会の総務文教厚生委員会でご説明をさ せていただいたわけでございます。

そして、11月10日に開催されました総務文教厚生委員会の中で、理事者のほうから3つの施設の整理ということでご説明をさせていただいた中で、最終的に吉野町中央公民館、そして旧吉野北小学校についてきちっとした整理をすると、概算費用であったりイメージ図を整理するというお話をさせていただいた中で、委員会の中でご承諾をいただいたというふうに思っております。以上

です。

野木議長

山本議員。

山本議員

副町長、それでは吉野小学校外すということですか。

野木議長

和田副町長。

和田副町長

当初、3つの候補ということでございましたけども、総務文教厚生委員会の中で進めていく中で、当初、理事者サイドとしては吉野北小学校ということがあったわけでございますけども、町民の皆様へのサービスの提供であったり利便性も含めて、吉野町公民館も含めて、旧吉野北小学校を考えていくということで、理事者側のほうから議員の皆様にご説明をさせてさせていただいた中でご承諾をいただいたというふうに思っております。

野木議長

山本議員。

山本議員

質問回数がありますのであれなんですけども、イエスかノーかで答えていただけますか。

吉野小学校外すのでしょうか、外さないんでしょうか。

野木議長

和田副町長。

和田副町長

役場の適地選定については、吉野小学校については外させていただいて、公 民連携の中の利活用という方向で進めていきたいというふうに思っておりま す。

野木議長

ほかに質疑ございませんか。

下中議員。

下中議員

今の質問の続きになるのですが、吉野小学校を活性化するという、民間利用するという案も進んでいく、活性化の模索もしていくっていうとこら辺の審議があったと思われます。吉野北小学校は、理事者側が今庁舎を持っていきたいというご説明はしていただきましたが、一方で公平性を保つために吉野北小学校の他のサウンディング調査の結果も含めまして、利活用案も進めていきながらの選択がふさわしいんじゃないでしょうか、一意見でございます。

野木議長

意見でよろしいか。

下中議員

はい。

野木議長

はい、ほかに。

ただいま質疑の時間ですが、ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案は、会議規則 39 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、異議ございませんか。

(「異 議 な し」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって議第49号について、委員会の付託を省略することに決しました。

議第49号「令和4年度吉野町一般会計補正予算(案)第11号について」意 見を求めます。

山本議員。

山本議員

いろんな考え方があって、議会の中でも話しする必要もございますし、今までも話もしてきましたし、町民との話もしていかなくてはいけないという、い

ろんな選択の中で、前回、吉野地区や上市地区、中荘地区での説明会のときの町民の大いなる意見というのは一体どこへ行ってしまったのかなという。私は、かねがね言うとるように、これもまた議論の問題ではありますけれども住民投票というのが、やはり一番私は公平ではないのか。もちろん、行かない人もたくさんいるかと思います。投票に行かない人もいてるかもわかりません。興味のない人も行かないでしょうし、どこでもいいから早くしてほしいという人も行かないかもわかりませんけども、やはりここにしてほしいという、吉野町の将来的に考えてここにあるべきやと思う方は投票に行くんじゃないかな。大阪の都構想でもありましたように、やはり直接聞かれるのは、これだけ重要な案件は、住民投票が私はいいんじゃないかなといまだに思っております。

それから庁舎としては、非常に小さい庁舎、職員の数もございますし、小さい庁舎で良いかと思いますけれども、やはりにぎわいの場所をつくるとなったら、ある程度の大きさのボリュームが必要だと思います。公と民とが一緒になって、庁舎もあり、その中に民間も入り、道の駅があり、例えばですけど、道の駅があったり地元の野菜を使ったようなレストランがあったりとか、あるいは文化的な事業ができるような教室があったりとか、図書館もあり、レストランや食堂もあり、そういったものが一緒になってこそ吉野町のにぎわいづくりができるんじゃないかなと。目いっぱいのところではなくて、やっぱりある程度のボリュームのあるところでにぎわいづくりをするのは、やっぱり吉野小学校のあれぐらいほどのボリュームがなければいけないんじゃないかというのが、私の意見でございますので、この補正予算には反対でございます。

野木議長

ほかに意見ございませんか。

意見がないようですのでこれで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異 議 な し」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程11 「常任委員会の閉会中の所管事務の調査について」

それぞれの委員長より、会議規則第75条の規定によって、所管事項について 閉会中の継続審査の申し出がありますが、これに異議ございませんか。

山本議員

はい。

反対意見出したんですけどね。

野木議長

ごめんなさい、申し訳ない。戻ります。

反対意見と賛成意見が出ましたので、この採決は起立によって行います。 本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立を願います。

起立多数です。

したがって、本案は原案どおり可決することにいたしました。

中西議員

議長、賛成意見が出てないのですが……。

野木議長

ちょっと緊張しておりまして……。

大変申し訳ございません。

それでは、反対意見が出ましたので賛成の意見を求めます。 西澤議員。

西澤議員

賛成の意見を述べたいと思います。

総務文教厚生委員会でも度々、この件に関して学校の跡地について議論を重ねてまいりまして、11月10日に役場の予定地は中央公民館と吉野北小学校で進めたいという説明があって、そこで、おおむねみんなが承諾したものと思っております。

住民投票というような意見も先ほど出ていましたけど、住民投票というのは

議会から発議するようなものではないと思います。住民のほうから住民投票の 声が上がって、それを実施していくかは、また議会で決めるべきものであって、 住民の反対する一人ひとりが納得するところまで説明をするというのは物理的 に不可能やと思いますので、私は町が決定した方向で進めていただいて、最終 的に議会でまた議論を重ねて判断するということで結構かと思いますので、こ の予算は賛成です。

野木議長

反対意見と賛成意見が出ましたので、この採決は起立によって行います。 本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立を願います。 度々すいません。

起立多数です。

したがって、本案は原案どおり可決することにしました。

日程 11 「常任委員会の閉会中の所管事務の調査について」

それぞれの委員長より会議規則第75条の規定によって、所管事項について閉会中の継続審査の申し出がありますが、これに異議ございませんか。

(「異 議 な し」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、それぞれの委員長の申し出どおり、閉会中の継続審査とすることに 決しました。

日程12 「議員派遣について」を議題といたします。

会議規則第128条の規定により、お手元に配付のとおり議員派遣をしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異 議 な し」 の声あり)

異議なしと認め、お手元に配付のとおり議員派遣をすることに決しました。

本定例会に付議されました議案の審議は全て議了いたしました。

おはかりします。

これをもって、本定例会を閉会いたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異 議 な し」 の声あり)

異議なしと認めます。

閉会にあたり、町長のごあいさつをお願いいたします。 中井町長。

中井町長

閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

まずは、上程いたしました議案を全てご承認いただき、誠にありがとうございます。今議会、一般質問でも行政サービスの在り方、また、小学跡地の利活用。そして、生活に密着する獣害対策、交通対策。そして、人口減少に対する財源不足をどう補うか。そういった、これからの吉野町において非常に重要な質問をいただきました。そして、本日の追加議案でもございました、回数を重ねて、少しでも町民の皆さん方に説明できる資料、根拠を示していきたい。そういった予算を承認いただいたと思っております。各委員会でも二つに絞っていく中で、しっかりと議員の皆さん方にも比較をしていただけるその資料には、やはり専門的な知識が必要であると前回の委員会でもいただきました、それが本日ご承認いただいたと思っております。

ただ、いろいろこれから進めていく中で、庁舎、そして小学校跡地利活用。 これは町全体にとって非常に重要なことでございます。その中で、個別をどう 考えていくか。そして、今日も質問ございましたけれども、にぎわいの拠点と 防災機能を発揮する、命を守る、ここはしっかりと担保できるような整備・投 資もしていきたいと考えておりますので、引き続き丁寧な説明をしっかりとさ せていただくことをお誓い申し上げたいと思います。

改めまして、今議会が終わりましたら年末も迫っているかと思います。まだ まだ、コロナの感染状況も終息したとは言えない状況でございますが、議員各 位におかれましても体調管理に気をつけていただいて、しっかりと議員活動を していただきたいなと思います。国のほうでも、2類相当から5類相当への検 計が始まっております。来年に向けてさらに経済活動等、そして感染対策、ウィズコロナの時代に突入するかと思いますので、来年度の予算編成も、そういったことも踏まえた予算編成になってこようかと思いますので、改めまして議員の皆様方にはお力添え、ご協力を賜りますことをお願い申し上げ、閉会のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

野木議長

皆様の熱心なご審議によりまして、全議案を議了することが出来ました。ここに閉会の運びとなりましたことを深く感謝を申し上げます。

これをもちまして、令和4年第4回吉野町議会定例会を閉会いたします。 ご協力ありがとうございました。

(午後 3 時 48 分 閉会)